

# 新規就農者相談・研修機関 における活動事例調査結果

平成26年3月

全国農業会議所  
全国新規就農相談センター

## はじめに

新規就農者の約8割が就農前に研修を受けており、一般農家・農業法人のほかに、都道府県や市町村などの公的機関がその研修先となっていることが、全国的なアンケート調査（平成25年度「新規就農者の就農実態に関する調査」全国農業会議所・全国新規就農相談センター）で明らかになっています。

そこで、新規就農希望者の就農支援で実績がある新規就農者の相談・研修機関の取り組みを紹介し、都道府県・市町村等における新規就農施策や支援体制、人材育成のあり方、課題解消に向けた具体的な方策等の参考に資するための現地調査を実施しました。

本書では、受け入れ機関の概要と経過、取り組み内容と課題、就農研修プログラム（人材育成）の内容と効果、就農後の支援、就農実績等を取りまとめております。

現地調査の聞き取り、とりまとめは、名古屋経済大学経済学部准教授の槇平龍平氏、東京大学社会科学研究所／日本学術振興会特別研究員の西川邦夫氏、日本大学生物資源科学部研究員の笹井美希氏にご協力いただきました。

また、調査の実施にご協力いただきました機関の関係各位に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

最後に本調査結果が、新規就農希望者の研修受け入れ機関等の皆様の今後の活動の一助となれば幸いです。

平成26年3月

全国農業会議所  
全国新規就農相談センター



## 目 次

はじめに .....	1
------------	---

### 現地調査結果

1. 静岡県 .....	5
2. 長野県 .....	15
3. 京都府 .....	21
4. 岡山県 .....	34
5. 愛知県豊田市 .....	50
6. 鹿児島県志布志市 .....	60
7. 鹿児島県鹿屋市 .....	66



# 静岡県における新規就農対策の実態と課題

槇平龍宏（名古屋経済大学経済学部准教授）

## 1. 受け入れ機関の概要と経過

農業の担い手の高齢化や減少に対処し、新たな担い手の育成・確保を図る必要がますます増しているが、静岡県の農業は、温暖な気候風土の下で多彩な農畜産物が生産可能なこと、また首都圏や中京圏等の大消費地に近いという立地上の優位性から、新規就農希望者が参入を希望する候補地域として選択することが多いという特徴がある。

そのような背景から、静岡県では他産業から農業を志す若者や、新規作目の導入や加工販売等の新規事業の立ち上げを目指すUターン等の兼業農家跡継ぎを対象に、県内の先進的な農業経営者の下で農業技術や経営ノウハウ、加工販売技術の修得を目指すための実践的な研修を実施している。

2. 以降で詳しく述べる一連の新規就農関連プログラムの窓口は、静岡県農業振興公社内に設置されている「青年農業者等育成センター」（以下、「センター」とする）及び県の経済産業部農業振興課（以下、「県農業振興課」とする）が担当している。センターや県農業振興課は、主に県外在住の就農希望者への対応を行っている。またセンターは、県内に7ヶ所に設置されている県の農林事務所内にも窓口を構えているが、こちらは主に県内在住の新規就農希望者に対して、各地域で進められているプログラムや研修実施、また就農者へのフォロー等の役割を担っており、県外また県内の新規就農希望者への対応を実施している。また各地域のセンターは、管内自治体や農業委員会のみならず、農協とも密接に連携し、きめ細やかに対応していることに大きな特徴がある。

## 2. 取り組み内容と課題

静岡県では、新規就農者を表1のように類型化し、それぞれに対して適切な支援を行うことを重視している。一口に「新規就農希望者」といっても多様な性格やニーズを有していることを考慮すれば、このような類型化と、類型ごとの支援策を明確化し実施することは重要かつ適切であろう。

このような支援策を実施する体制の中で最も重要であり、また静岡県独自の特徴といえるのが、「地域受入連絡会」を各地区に組織していることである。この組織は、研修先農家、自治体及び関係組織、農協によって構成され、新規参入希望者を地域全体で受け入れ、営農確立と地域農業の担い手として成長するまで総合的な支援を行う、いわば「受け入れ支援チーム」としての役割を果たしているものである。新規就農希望者は、「研修地域＝就農

地域」として農業指導士である研修受入農家からの技術や経営ノウハウの修得のみならず、行政や農協を通じて、就農のための農地や資材等の経営資源の調達、さらには販路確保や6次産業化等の経営高度化による収益向上までの一貫した支援を受けられる体制が整っている。

表1 静岡県における新規就農者の類型

新規就農者区分		支援の概要
新人材育成タイプ	地域受入型	「地域受入協議会」(研修受入農家、農協、市町、県等)が、新規就農希望者を研修受入地域での就農に向け、1年間の実践研修や就農準備等の総合的支援を実施し、地域の担い手として育成する。
	農業法人等受入型	農業法人等が新規就農希望者を研修受け入れし、「のれん分け」等による就農に向け、1年間の実践研修や就農準備等を関係機関と連携して総合的に支援し、担い手として育成する。
後継者強化タイプ		農業法人等が兼業農家後継者を研修受け入れし、「新規作目の導入」や「加工・販売等の新規事業の立ち上げ(6次産業化)」に係る1年間の実践研修や就農準備を関係機関と連携して総合的に支援し、経営の強化を促進する。

資料：青年農業者等育成センター提供資料より作成

表1のタイプ別に、平成25(2013)年度は合計30名を定員として募集を掛けた。まず「新人材育成タイプ・地域受入型」支援施策は、平成16(2004)年から開始された。応募資格としては概ね40歳以下の非農家または第2主兼業農家出身であり、研修終了後は研修受入地域に就農できる者を対象としている。センターは、年間2回程度の募集・面接を行い、その後、希望する県内各地区の研修生募集地域への現地視察を経て、再度、就農希望者の意向や希望作目と、受入地域の印象をマッチングする面接選考会を実施して研修受入地域を決定する。

「新人材育成タイプ・農業法人等受入型」支援施策は、平成22(2010)年より開始された。応募資格としては概ね40歳以下の非農家または第2主兼業農家出身で、就農意欲が高く、事務局が選定する農業法人での研修終了後、県内に就農可能な者を対象としている。現地見学会や面接選考会は随時実施されており、就農希望者の希望作目での就農に向けた実践的な研修が可能な農業法人等を事務局で選定し、就農希望者と農業法人等との面接を実施後、研修先を決定する。

「後継者強化タイプ」支援施策は、平成22年より開始された。応募資格は概ね40歳以下の農家後継者(「Uターン就農者」と呼んでいる)であり、研修終了後は実家の農業経営において、新作物の導入や加工販売等の新部門の事業化を志す者が対象となっている。

以上の各タイプ別支援施策は、いずれも研修期間は同様で、事前研修を2ヶ月程度、実践研修を1年間（以前は2年間）実施するのが一般的である。

予算措置として、研修に関わる地域受入連絡協議会や受入法人に対して、研修生一人当たり年間50万円が「がんばる新農業人支援事業」により助成される。

応募方法は、県内居住者の場合は申請書及び履歴書を、県内居住者の場合は毛利の農林事務所（企画経営課）へ、県外在住者はセンター（県農業振興公社内）または県農業振興課へ提出する。また、注意事項として、研修中及び就農後経営が安定するまでの生活費等に関わる自己資金の確保、また就農後の所得安定までの本人の努力や工夫の必要性、地域住民との協調が必要であることも強調されている。このようなことは、相談や面接時に特に強調されていることでもある。

表2（8頁）では、就農希望者が就農相談から研修を経て就農、規模拡大へと至るプロセスにおける各種支援策を一覧化している。表出はしていないが、ステージ毎に利用可能な資金等の裏付けがなされており、県内各地域の関連機関とも連携しながら、地域性を活かしながら無理なく就農へ誘導する支援モデルとして、静岡県での取り組みは他地域にとっても示唆的であろう。

### 3. 就農研修プログラム（人材育成）の内容と効果

平成25（2013）年度に実施された新農業人材の確保と育成に関する施策の内容と実績を概観する。

まず、県全体における新規就農タイプ別人数の推移（表3）であるが、毎年着実に増加しており、また経営者としての農業参入者のみならず、自家農業を継承する者や農業法人への就職を通じて農業へ関わる者など、多様なかたちで農業参入者が増加していることがうかがえる。また、企業による農業参入も平成24（2012）年度で18社みられる。

表3 静岡県における新規就農タイプ別推移

年度	平成22年	平成23年	平成24年				
			合計	農家後継者	ニューファーマー	企業参入	法人等就職
実績	230人	300人	325人	40人	81人	18社	186人

資料：静岡県農業振興課提供資料より作成。

次に、平成25（2013）年の新規就農者育成・確保策の実績を表4によって確認する。表4は、表2の〈相談→体験→試用雇用・就農研修〉といった一連のプロセスを具体化する事業の一覧である。この中で、一連のプロセスの核となる比較的短期間の「就農体験」と、中長期間に渡る「就農研修」に関わる3つの事業について詳しく見ることとする。



表2 静岡県における新規就農希望者が就農開始に向けて至る支援内容

	相談	体験	試用雇用・ 就農研修	就農開始 (就農から5年以内)	規模拡大 (概ね就農から5年経過後)
	<p>【就農相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青年農業者等育成センター</li> </ul> <p>【相談、現地見学】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就農応援プロジェクト</li> <li>● セミナー</li> <li>● 現地ツアー</li> </ul> <p>・就農相談会（農業法人就職への支援）</p>	<p>【就農体験7日間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規就農チャレンジ事業</li> <li>● 農業法人等での短期の農業体験</li> </ul>	<p>【期間 1年間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● かんばる新農業人支援</li> <li>● 対象は概ね40歳以下</li> <li>● 研修受入地域での就農や農業法人等からの「のれん分け」による就農に向けた実践研修</li> </ul> <p>【試用雇用 期間6ヶ月～10ヶ月】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業トライアル支援事業・はばたく農業支援事業</li> <li>● 農業法人等で試用雇用</li> </ul> <p>【試用雇用 期間2年間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農の雇用事業</li> <li>● 法人等就業研修、経営継承研修</li> </ul>	<p>【経営発展のための各種講座・研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青年セミナー</li> <li>● アグリビジネス実践スクール</li> </ul> <p>【認定農業者になるための支援】</p> <p>【経営改善計画策定の支援】</p>	<p>【経営部門の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化・6時産業化の支援</li> </ul> <p>【農地の規模拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地の利用集積の支援</li> <li>・耕作放棄地の再生利用の支援</li> </ul> <p>【地域農業の推進者としての担い手の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年農業士会等の活動支援</li> </ul>
	就農計画の認定				

資料：青年農業者等育成センター提供資料より作成。

表 4 静岡県における就農希望者確保・育成施策一覧（平成 25 年度）

区分	事業メニュー	対象者	内容	期間
相談	青年農業者等育成センター設置 他	就業希望者	・就農相談、無料職業紹介 ・就農計画の認定 等	通年
体験	しずおか新規就農チャレンジ事業	就業希望者 (40人)	農業法人等で短期の農業体験 を実施	7日間程度
ミスマッチ解消	就農応援プロジェクト	就業希望者	就農セミナー、現地ツアー、相 談会を開催して就農のミスマッ チを解消	年2回
研修	がんばる新農業人支援事業	非農家出身の 就農希望者等 (30人)	・「地域受入連絡協議会」のある 地域で、先進的な農業者の 下で技術習得を支援 ・研修受入先からの「のれん分 け就農」に向けた実践研修を 支援 他	1年間
試用雇用	農業トライアル支援事業・はばたく 農業支援事業(緊急雇用活用)	就業希望者 (240人)	農業法人等で試用雇用を実施	4か月～1年 程度
	チャレンジ・有機農業支援事業(緊 急雇用活用)	就業希望者 (5人)	有機農業就農希望者の試用 雇用を実施	10カ月程度
職業訓練	農業科職業訓練	離職者 (40人)	離職者等への職業訓練により 農業への就業を支援	6カ月または 10ヶ月
教育	農林大学校養成部 研究部 研修部	(90人) (30人) (若干名)	優れた農業後継者、技術者及 び地域農業のリーダーを養成 するための農業教育を実施	2年 2年 1年・2年

資料：静岡県農業振興課提供資料より作成。

#### (1) しずおか新規就農チャレンジ事業

本事業の目的は、農業への就業希望者が短期間農業を体験する場を創出し、実際の農業への正しい理解を通じて雇用のミスマッチを解消するものであり、事業内容は、県内の農業法人や農業指導士を中心とした先進的農家が、農業への就業を希望する者を受け入れ、農業体験を実施する。平成 25 年度の予算措置については「しずおか新規就農チャレンジ事業費」として 350 万円が充てられた。本事業の概要と実績は、以下の通りである。

現在、体験者受け入れ登録をしている農家および法人は約 80 経営体である。体験希望者は土日等の休日を希望するケースが多いため、体験場所と日時が集中する場合が多く、より多くの体験受け入れ農家を増やしていく予定である。

表5 「しずおか新規就農チャレンジ事業」の概要

◆概要

体験受入先	農業経営士等先進的な農業者(果樹、野菜、花、畜産など)
体験日数	7日間程度(日帰りまたは宿泊)
参加費	無料(現地までの往復旅費等は参加者負担)
実施期間	平成25年4月～平成26年2月(募集は1月末まで。定員になり次第終了)
募集人数	40名(農業に関心のある方、農業への就業を希望する方)
体験プラン	希望する作物・時期のプランで農業体験を実施
体験指導料	体験受入先に以下の指導料を支払う。 宿泊有り: 15,000円/日・人、日帰り: 10,000円/日・人

◆実績

(1)体験者数・受入経営体数

年度	体験受入 経営体数	体験者数	体験者数と体験作目				
			野菜	果樹	花卉	畜産	茶
22	24	44	37	5	-	1	1
23	20	36	28	4	-	2	2
24	26	44	37	4	-	0	3
25(10月 末現在)	16	32	23	6	-	0	3

(2)体験者の属性

●居住地別人数

年度	県内	県外
22	36	8
23	27	9
24	26	18
25(10月 末現在)	21	11

●年代別

年度	10代	20代	30代	40代	50代	60代
22	1	18	13	8	4	-
23	3	9	10	6	5	3
24	1	12	14	10	7	0
25(10月 末現在)	0	9	15	6	1	1

●体験後就農した者

年度	自立就農(研修中を含む)	農業法人等への就職
22	3	16
23	5	9
24	8	3

資料:静岡県農業振興課提供資料より作成。

## (2) 農業トライアル支援事業

国の緊急雇用創出事業を活用し、離職者や離職見込み者（東日本大震災被災者等も対象）で将来農業への就業を希望する者を対象として、新規就農者の育成ノウハウがあり、雇用主である県内の農業法人・農業経営者と雇用契約を結び、4～6カ月程度の中期の試用雇用を通じて研修を実施する「農業トライアル支援事業」も、農業体験から農業関連事業体への就業へとステップ・アップするプログラムとして重要である。事業の概要を表6に示す。

表6 「農業トライアル支援事業」の概要と実績

◆農業トライアル支援事業 平成25年度予算額 172,200千円(当初88,200千円、補正84,000千円)			
◆事業実施主体への委託内容			
①県等と連携し農業分野への就業を希望する離職者等を募集し、雇用する。			
②農業体験(生産・加工・販売等)を通じて農業理解を促す。			
③県青年農業者育成センター、県就職相談センター、ハローワーク等と連携する。			
◆事業規模 新規雇用者数 170人			
◆委託費 参考:月額上限 210,000円/人			
①雇用費:賃金、社会保険料(雇用保険、労災保険等)、各種賃金(通勤手当等)			
②研修費:OJT研修費(研修指導費、研修資材費等)			
③事務費:事務経費(交通費、消耗費、印刷費、通信費等)			
(①の雇用費は全体の55%以上、②研修費は①雇用費以外の経費の60%以上)			
◆委託の条件			
①ハローワークに求人申し込みをすること。			
②雇用期間(4～6カ月程度)を定めた雇用契約を結び、労災保険、雇用保険に加入させること。			
③農業体験研修としてOJT研修及びOFF-JT研修(月1回以上)両方を実施すること。			
◆実施状況			
区分	実施事業対数(延べ)	新規雇用人数	継続雇用等定着者数
22年度完了分	33	58	24
22年度～23年度(継続分)	70	132	52
23年度(2次)	86	156	
23年度(2次)	36	38	84
23年度(3次:9月補正)	19	19	
23年度～24年度(継続分)	38	40	26
24年度(1次)	100	118	46
24年度(2次)	42	50	27
24年度(3次)	94	127	50
25年度(1次)	60	62	-
25年度(2次)	100	-	-
計	678	800	-

資料:県農業振興課提供資料より作成。

### (3) がんばる新農業人支援事業

本事業は、「青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法」に基づき、県内で自立就農を目指す青年等を対象に、先進的な農業経営者のもとで農業技術や経営ノウハウ等を習得するための実践的な研修の実施を支援する制度である。また、新規作目の導入や、加工・販売等の新規事業立ち上げを目指す兼業農家後継者を対象に、必要なノウハウ等を習得するための実践的な研修の実施を支援する。

事業実施主体はセンターであり、平成 25 年度予算額は 16,045 千円、研修生の募集人数は 30 人である。表 1 の区分に従って募集を行い、現地見学会と建設選考会を実施し、適格者に対して 1 年間の研修を行うものである。

平成 24 年度の面接選考会には全タイプ合計で 32 名の応募があり、うち 19 人を適格者として決定し、結果的に 17 名の研修生が受け入れ農家のもとで研修を実施または実施予定である（25 年 12 月現在、研修中 11 名、修了 4 名。2 名は研修開始の準備中）。

「地域受入連絡会」が支援し、研修と地域内就農を目指す「人材育成タイプ・地域受入型」の 25 年度の一次募集の実績を示す。

表 7 「がんばる新農業人支援事業」研修募集・実施状況（平成 25 年度、一次募集分）

農協名称	市町	作目	受入農家数	受入可能人数	応募数※	合格者数
伊豆太陽	南伊豆町	イチゴ	1	0	0	0
伊豆の国	伊豆の国市	ミニトマト	1	5	4	3
		イチゴ	2	2	3	1
三島函南	函南町	トマト	1	0	0	0
大井川	焼津市	イチゴ	1	1	3	1
ハイナン	吉田町	トルコギキョウ・レタス・水稻	1	1	3	2
遠州夢咲	御前崎市	イチゴ	1	3	1	1
	掛川市	トマト	1	1	1	0
		イチゴ	2	4	1	2
掛川市		イチゴ	1	1	3	1
遠州中央	袋井市	イチゴ	1	1	3	1
	磐田市	白ネギ	1	1	1	1
とぴあ	浜松市	セルリー	1	1	2	0
丸浜		ミカン	1	1	0	0
10農協	10市町	9作目	16	22	25	13

※一人の応募者が複数の受入先に応募した場合、それぞれの応募者数に算入している。

資料：静岡県農業振興課提供資料より作成。

受入農家は、ほとんどがイチゴやミニトマト等の施設型農業を主とした経営であり、露地野菜や果樹、稲作など土地利用型経営は少数派である。事業実施主体も、就農開始が比較的容易で安定的経営が可能な施設型農業を勧めている。

一方、「人材育成タイプ・法人等受入型」の 24 年度の研修実績は 4 名であり、すべて浜松市の先進的経営での研修実施となった。作目は、タマネギ・カンショ 1 名、ブルーベ

リー・ミカン1名、イチゴ1名、ミカン・ハウスミカン1名である。

#### (4) 就農後の支援

就農支援に関する各種事業については主にセンターが実施しているが、就農後の支援に関しては主として県農業振興課が、出先機関の農林事務所や県農業会議、各自治体と連携しつつ実施している。

特に、経営発展のための講座やセミナーの開催や、認定農業者になるための支援、経営改善計画の策定支援等が重視されている。就農開始後の様々な資金や給付金、交付金等は、就農計画や認定農業者、「人・農地プラン」への位置づけを要件としているが、新規就農者にとってはそれらを活用した経営立ち上げや経営の安定が必要不可欠だからである。具体的には、就農計画の認定を前提とした「就農支援資金（就農施設等資金）や、「人・農地プラン」への位置づけを前提とした「青年就農給付金（経営開始型）」及び「経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）」による交付金が活用されている。

#### (5) 就農実績

「がんばる新農業人支援事業」は平成16年度より事業を開始し、平成24年度までに88名の新規就農希望者が研修を受け、うち80名が自立就農している（表8）。

表8 「がんばる新農業人支援事業」実施状況（人）

年度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
応募者数	地域受入	14	8	19	18	25	45	59	34	22	0	244
	法人等受入	-	-	-	-	-	-	1	4	9	4	18
	後継者強化	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	3
研修者数	地域受入	6	7	8	7	10	10	18	15	12	0	93
	法人等受入	-	-	-	-	-	-	1	4	4	4	13
	後継者強化	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	3
「がんばる」研修中者数	地域受入	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	法人等受入	-	-	-	-	-	-	0	0	0	4	4
	後継者強化	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
「がんばる」研修修了者数	地域受入	6	7	7	7	9	9	18	14	0	0	77
	法人等受入	-	-	-	-	-	-	1	4	4	0	9
	後継者強化	-	-	-	-	-	-	0	2	0	0	2
就農者数		6	7	4	7	9	9	19	16	4	0	81
自立就農		6	7	4	7	9	8	19	16	4	0	80
法人等就職							1					1

資料：静岡県農業振興課提供資料より作成。

特に20年度以降の応募実績が増加しており、それに伴い就農者数も増加傾向にある。なかでも「地域受入型」の応募者数・研修者数が趨勢を決している感があり、「地域受入連絡会」のようなきめ細やかな支援体制が重要であることを物語っている。また、支援事業への応募者数は、全国で行われる「新農業人フェア」や県内で実施する「就農プロジェクト・セミナー」等の就農相談会への参加者数に連動しているとのことであり、広報活動の重要性も指摘することができよう。

今後の課題としては、平成19年度のリーマン・ショックを契機とした世界的な不況に伴

う就農相談の大幅な増加の一方で、その後の雇用情勢の一定の回復により相談が減少するといった時々の経済情勢に左右される状況の中で、いかに安定的に就農希望者を確保し研修を行っていくかは重要である。そのためにも、就農研修希望地域・作目と受入農家の偏りによるミスマッチを解消すべく、研修受入農家・法人数を増加させ、「地域受入連絡会」の取り組みをより充実させていく方策が課題となるだろう。

# 長野県における新規就農者研修の取り組み

笹井美希（日本大学生物資源科学部研究員）

## 1. 調査地域の概要

長野県は本州の中央部に位置する東西約 120km、南北約 210km、面積約 13,562 km<sup>2</sup> の内陸の県である。標高 3,000m 級の山に囲まれ、西側の県境には飛騨山脈(北アルプス)、その南東に木曾山脈(中央アルプス)と赤石山脈(南アルプス)が南北に平行して連なっている。東側の県境にはいずれも火山である本白根山(標高 2,171m)、浅間山(標高 2,568m)、八ヶ岳(標高 2,899m)がそびえ立っている。このように多くの標高の高い山々に囲まれているため、標高 1,000m 以上の山地が面積の 55% を占めている。

2013 年 4 月時点で長野県の人口総数は 2,121,223 人、高齢者は 592,157 人、高齢化率は 28% である(長野県公式 HP: <http://www.pref.nagano.lg.jp/index.html>)。

長野県の農業については高原野菜や果樹、花き栽培も盛んで、様々な品目が生産されている(表 1 参照)。

長野県について農林業センサスより、農林業経営体は 66,174 経営体で、このうち農業経営体は 64,289 経営体、さらに家族経営体は 63,102 経営体である。農業従事者等の平均年齢について、農業従事者は 58.3 歳、農業就業人口は 66.8 歳、基幹的農業従事者は 68.3 歳である。

表1 長野県のおもな農産物

品目	収穫量	県内主産地
レタス	174800t	川上村、塩尻市、南牧村
セロリ(セルリー)	12900t	原村、茅野市、松本市
はくさい	212900t	南牧村、川上村、小海町
パセリ	923t	茅野市、塩尻市、松本市
加工用トマト	11700t	松本市、安曇野市、塩尻市
アスパラガス	3050t	飯山市、中野市、伊那市
りんご	139900t	長野市、松本市、須坂市
ぶどう	23400t	中野市、須坂市、塩尻市
西洋なし	1960t	長野市、松川町、中野市
ブルーベリー	467t	信濃町、大町市
カーネーション	6,150万本	富士見町、佐久市、茅野市
トルコギキョウ	1,320万本	千曲市、茅野市、伊那市
アルストロメリア	1,900万本	伊那市、飯島町、駒ヶ根市
えのきたけ	89,522t	中野市、長野市、山ノ内町
ぶなしめじ	53,333t	中野市、飯山市、長野市
はちみつ	213t	松本市、茅野市、長野市

・データは2011年の数値。(パセリとブルーベリーは2010年)

・市町村名は調査時点のもの。

・カーネーション・トルコギキョウ・アルストロメリアは出荷量、えのきたけ・ぶなしめじ・はちみつは生産量。

・長野県公式HPより抜粋



## 2. 新規就農者研修の取り組み

### (1) 受け入れ機関の概要と経過

長野県では、就農希望者の支援に積極的な熟練農業者を「里親（農業者）」として登録し、就農を希望する者に紹介して農業研修をサポートする「長野県新規就農里親制度」を2003年から行い、県内での就農を支援している。以前から長野県内においては、市町村や公社、農協等が開設する就農トレーニングセンター等の制度があり、希望する者が県内で就農するための研修が行われてきたが、これらの制度のある市町村等は限られ、受け入れ定員にも限界があることから、さらに多くの地域や経営体による安心して就農できる制度の要望を県が受け、新規就農を応援していこうと始まった制度である。

### (2) 取り組み内容と課題

まず長野県新規就農里親制度の内容であるが、就農希望者が専任の就農コーディネーターの支援によって就農までのプランを作成し、里親の指導のもと、就農までの課題を丁寧に一つずつ解決していくものとなっている。長野県外出身者であっても、就農を応援する里親が栽培技術の習得から、農地・住宅の情報の提供、就農後の相談までをマンツーマンで支援するシステムをとっており、安心して就農することができるとうたっている。

次に就農希望者の農業研修をサポートする里親農業者について説明する。里親農業者の活動についてであるが、里親農業者は受け入れた就農希望者（以下里親研修生）に対し、①作物栽培技術経営管理に関する知識等の習得のための指導、②里親研修生の研修期間中の住居等の確保支援、③地域への里親研修生の紹介、里親研修生の地域活動への参加支援、④就農に必要な農地・住宅等の確保支援、その他、里親研修生の円滑な就農に向けての支援、⑤就農後における農業経営の確立・安定に向けた助言、といった就農支援活動を行っている。

里親農業者の登録の要件には、①就農希望者が独立して就農するために必要な支援を一貫して実施する意欲を持つ者であること、②新規就農者の育成指導に熱意があり、その教育役割を果せる者であること、③里親研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できる者であること、④地域農業の振興に意欲的であり、地域での信頼が厚い者であること、の4つ全て満たす農業経営体であることと定めている。

里親農業者への登録の申請については、登録を希望する者がまず住所管轄の市町村に提出し、記載内容確認の上市町村長から農業改良普及センターを経由し農業改良普及センター所長の意見書が添付されて知事に提出となっている。

里親農業者の登録審査については、長野県里親農業者登録会議で行われる。長野県里親農業者登録会議の構成は、学識経験者や里親農業者の代表者、市町村等農業

研修期間の代表者、農業団体の代表者、(社)長野県農業担い手育成基金(長野県青年農業者等育成センター)、農業者組織の代表者、長野県農政部がメンバーとなっている。また当初の里親農業者には認定農業者、農業経営士を中心に県が依頼していた。

里親農業者の登録期間は、登録日から5年を経過しない年の3月31日までである。引き続き里親農業者として希望する者は、別途更新申請することとなっている。

取り組みにおける課題については、里親と研修生が良好な関係の場合が多いが、中にはコミュニケーションがうまくとられず喧嘩別れで研修をやめるケースや、研修生が作業中に注意を怠り、里親の農業機械を壊してしまうケースもある。そのことから、里親のもとで研修を受ける際には、双方が作業・指導時間や休日、各種保険等を決定し、申し合わせ事項を互いが納得して交わしている。

### (3) 就農研修プログラム(人材育成)の内容と効果

就農希望者の就農イメージには、漠然とした田舎暮らしへあこがれるものから、独立して農業を始めたいと具体的な内容のものまで様々であり、農作業経験にも差があることから3段階の農業研修を用意している。また里親研修は原則1里親農家に対して毎年1人の研修生としているが、法人化しているところや時期によっては次年度の研修生と前年度の研修生が一時共に研修する場合がある。

#### ①アグリターン農業研修(入門コースと体験コースの2コース制)

入門コースは、県農業大学校研修部等において、短期間での農業体験や基礎知識を習得する研修であり、就農ガイダンスも実施している。対象者は農業に興味を持ち、将来の就農を模索する者(他産業従事者、離職者、学生)で、農作業体験のない者である。期間は1泊2日/回を年間5回開催する。定員は15人/回である。研修内容は農業を始めるにあたっての基礎的技術や知識の習得、新規就農者や優良経営等の事例学習、農業大学校のほ場及び果樹園を活用した基礎的な農作業体験である。

体験コースは、農業に興味を持ち、将来の就農を模索する者(他産業従事者、離職者、学生)で、就農にあたっての作物を明確にしたい者を対象としており、野菜コースと果樹コースに分かれている。期間は1泊2日/回の野菜コースが5回、果樹コースが6回である。定員はそれぞれ10人/コースである。開始時期は4月開講であり、研修内容は、各作物の基礎的技術、知識の習得、各作物の主要作業の体験である。

#### ②新規就農基礎研修(里親前基礎研修)

県農業大学校研修部等において、就農希望者のニーズに基づき、講義と農家

実習等を組み合わせ、効率的に栽培技術と経営管理を習得する研修である。対象者は自立就農を目指す者で、里親研修受講者も含む。期間はおおむね1年間、定員は15名程度である。開始時期は4月開講であり、研修内容は各作物の基礎技術・経営、知識の習得、先輩新規就農者の事例学習、先進農家での農作業研修である。

### ③新規就農里親研修

新規就農里親制度とは、Iターン者等新規参集者の就農を支援する意欲ある農業者を「里親」として、そのもとで農業経営を開始するための2年程度の実践的な研修である。対象者は自立就農を目指す者で、新規就農基礎研修修了者を含む。期間はおおむね2年間である。里親数は382名（2013年度）で、作物は水稻、野菜、果樹、花卉、きのこ、畜産等である。開始時期は特に定めはなく、就農コーディネーター等によるコーディネートにより、里親との話し合いにより決定する。支援内容は、自立就農するために必要な実践的栽培・経営技術の習得や、仲間づくりや地域への認知支援、農地・住宅等の確保支援、就農後の相談活動である。

新規就農里親研修を終えた就農者の感想は、親身に指導してくれた里親への感謝が圧倒的に多い。またかつての研修生が里親農業者となり、後輩の研修生を受け入れ2014年に就農させたケースもある。

また受け入れた里親農業者の意見には、若く農業未経験の人だから勉強熱心で、里親もよい刺激を受けた、というものが多い。また農業未経験の人に指導することは長年農業をしてきたが初めてで、里親が長年培ってきた技術を説明して、さらに理解してもらえるようにすることが、里親自身の農業の見直しにもつながったことがあげられている。

研修生が研修中や就農準備中に困った点について、2007年度までの就農者79名に対する長野県農政部農村振興課の調査では、「就農準備の資金の不足」が26%、「仲間の不在」が12%、「予定していた農業技術の習得が思うように出来なかった」が9%、「農業情報が少ない」が8%、「里親とのコミュニケーションをとることが難しかった」が6%、「経営計画や目標が立てられない」が4%、「里親以外の相談相手がいない」が4%となっている。

### （4）就農後の支援

里親研修が終了した就農後の支援は、県としては特に実施していない。その理由は、就農後に支援が必要とならないよう、研修中に独立に欠かせない農業技術の習得や農地、住宅、施設・機械等の確保や、地域での仲間づくり等を里親の指導のも

とで解決している。現在修了生の間では、同期生を中心とした新規就農者のグループ「新規就農者ぶ組」（以前の名称が「プロジェクト研修」だったことからその頭文字を取って「ぶ組」）を結成し、最先端の農業技術勉強会を中心に、県内外や作物、農法を問わず、新規就農者同士が励まし合いながら、互いの自立と継続に貢献する活動をしているケースがある。

資金については、離農を防ぐため、研修を希望する段階での相談会等で、貯蓄の重要性を伝えている。具体的には、就農後に生計が成り立つめどは3～5年後であり、その間は就農前からの貯蓄が最低250万円程度必要であることを、パンフレットや相談等を通して説明している。

### （５）就農実績

就農実績については表2のとおりである。2003年から開始された2013年度までの里親研修生の総数は385人にのぼる。このうち新規就農者となったものは261人である。またこれら里親研修生を受け入れる里親登録農業者については、開始当初226人（2003～2005年度）から、382人（2013年度）に増加した。

表2 里親登録農業者及び里親研修生の確保計画及び実績

2013年6月1日現在 単位：戸、人

区分	年度	2003～2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計(類型)
里親登録農業者		226	243	243	219	234	254	311	381	382	—
里親研修生	新規	101	29	22	31	34	36	51	46	35	385
	41						43	41	45		
うち新規就農者		24	24	31	24	18	26	42	44	28	261

注：現在の里親研修実施者数は80名。他に就農準備中6名、自主研修中4名、研修中断者34名。

長野県農村振興課担い手育成係作成

表3は、里親登録農業者と里親研修生・就農者の作物別内訳である。野菜、果樹がそれぞれ多いが、里親の少ないきのこや養蚕、水産にも研修生・就農者がおり、作物は多岐にわたって取り組まれている。

表3 里親登録農業者及び里親研修生・就農者の作物別内訳

2013年6月1日現在 単位：戸、人

区分	水稻	野菜	果樹	花き	きのこ	畜産	その他	合計
里親登録農業者	34	126	147	50	2	21	2	382
構成比(%)	9	33	38	13	1	5	1	100
里親研修生	21	195	121	34	1	8	4	385
構成比(%)	6	51	31	9	0	2	1	100
就農者	15	140	76	22	1	5	2	261
構成比(%)	6	54	29	8	0	2	1	100

注：「その他」は里親が養蚕1、水産1。研修生が養蚕3、水産1。就農者が養蚕2。

長野県農村振興課担い手育成係作成

表4は里親研修生の年齢構成で30代が174人（45%）、20代が110人（29%）と大半を占めている。

表4 里親研修生の年齢構成(研修開始年齢)

2013年6月1日現在

区分	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
実数(人)	110	174	65	35	1	385
構成比(%)	29	45	17	9	0	100

長野県農村振興課担い手育成係作成

表5は里親研修生の出身地で、関東が289人で最も多く、特に長野県内出身は108人にのぼる。北海道から九州・沖縄まで各地から研修に来ていることがわかる。

表5 里親研修生の出身地

2013年6月1日現在

区分	実数(人)	構成比(%)
北海道	3	1
東北	4	1
関東	289	75
うち 長野県内	108	28
北陸	8	2
東海	36	9
近畿	35	9
中国	5	1
四国	1	0
九州・沖縄	4	1
合計	385	100

資料：長野県農村振興課担い手育成係作成資料を著者一部抜粋及び変更作成。

研修生が長野県での里親研修をすることを選んだ理由は、新幹線で東京からも近く、各地から来やすいことや、山と自然が好きで長野県が山に囲まれていることから選んだというものや、研修制度が充実していると判断したことがあげられている。

# 京都府における新規就農対策の現状と展開方向

西川邦夫（東京大学社会科学研究所／日本学術振興会特別研究員）

## 1. はじめに

図1は、近年における京都府の新規就農者の推移を示したものである。独立就農者は増加を続け、2012年度には農家後継者数を上回るに至った。「農の雇用事業」等の影響から近年法人就業者が急増していることと合わせて、京都府では農業への労働供給は農業外からのものが既に主流となっているのである<sup>1</sup>。

農業外から供給された労働力は、京都府においては中山間地域に中心として向かっている。表1は、独立就農者と法人就業者について就農地を見たものであるが、どの年も7割前後が南丹、中丹、丹後によって構成される中山間地域に就農していることが分かる。担

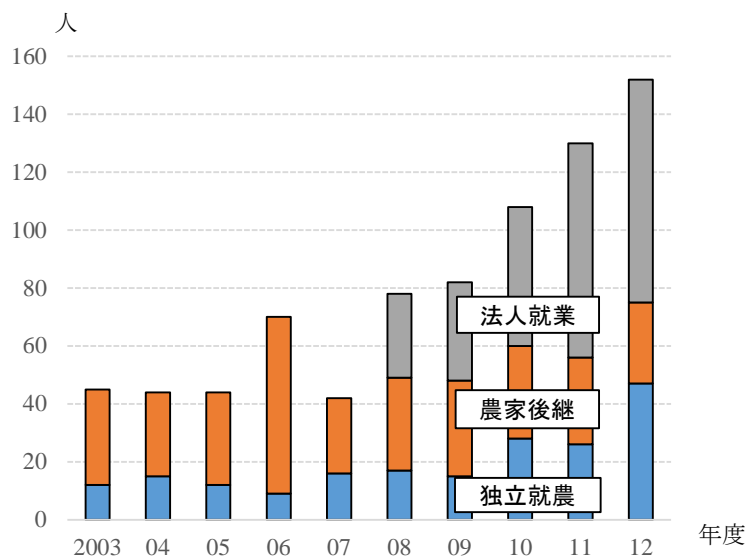


図1 京都府における新規就農者の推移

資料：京都府、及び京都府農業総合支援センター提供の資料より作成。以下、断りが無い限りは同様。

注：2007年度以前は法人就業者の数を調査していない。

<sup>1</sup> 新規就農者の呼称について、農林水産省が『新規就農者調査』で「新規自営農業就農者」としているものを京都府では「農家後継者」、「新規参入者」を「独立就農者」、「新規雇用就農者」を「法人就業者」と呼んでいる。本章では、京都府で使用している呼称をそれぞれ用いるとともに、それらを総称して「新規就農者」とする。また、新規就農者を支援する京都府の施策を「新規就農対策」とする。

表1 独立就農者と法人就業者の就農地

単位:人

(年度)	2008	09	10	11	12
合計	46	49	76	100	120
京都・乙訓	8	8	11	15	21
山城	4	6	12	15	17
中山間地域計	34	35	53	70	82
南丹	13	12	20	20	28
中丹	11	11	17	30	31
丹後	10	12	16	20	23
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
京都・乙訓	17.4%	16.3%	14.5%	15.0%	17.5%
山城	8.7%	12.2%	15.8%	15.0%	14.2%
中山間地域計	73.9%	71.4%	69.7%	70.0%	68.3%
南丹	28.3%	24.5%	26.3%	20.0%	23.3%
中丹	23.9%	22.4%	22.4%	30.0%	25.8%
丹後	21.7%	24.5%	21.1%	20.0%	19.2%

注:「南丹」「中丹」「丹後」は、京都府が就農支援資金償還金助成事業の中で条件不利地域として指定した市町村によって全てが構成される地域である。後掲注11を参照。

い手不足がより深刻な中山間地域ほど、農外からの労働力供給に依存しているのである。

本章では、独立就農者に分析の焦点を当てるが、その増加を支えているのが京都府の新規就農対策である。農外からの労働供給が主流となる中で、独立就農者に対しては即戦力であることが求められる。そのような現場のニーズを反映したのが、実践的な京都府の研修事業である。全国的に担い手が不足し新規就農対策の充実が急がれる中で、京都府の経験が示唆するものは大きいと思われる。

本章の課題は、京都府における独立就農者を対象とした新規就農対策の現状と近年直面した課題、さらにはその課題に対する解決策を検討することで、各地の新規就農対策に対する有益な示唆を得ることである。

## 2. 京都府農業の概況と京都府農政における新規就農対策

### (1) 京都府農業の概況

表2は、2000年から2010年の間における農業産出額の変化を見たものである。産出額合計はこの間約1割減少したが、その大部分が米の減少によるものである。一方で、「京野菜」が含まれる野菜、「宇治茶」が含まれる工芸作物等、ブランドが確立されている品目<sup>2</sup>は

<sup>2</sup> 2010年に策定された「「ほんまもん京ブランド」推進戦略プラン」では、みず菜、壬生菜、万願寺トウガラシ、宇治茶等の40品目を「ほんまもん京ブランド40」に指定し、生産・販売を推進していくとしている。

表 2 京都府における農業産出額の変化

単位:億円

	合計	米	野菜	工芸 農作物
2000	741	234	238	46
10	669	174	250	41
2000-10 増減率	-9.7%	-25.6%	5.0%	-10.9%

資料：農林水産省『生産農業所得』より作成。

産出額をおおむね維持していることが確認できる。今後いかにして京都府の農業を維持していくかという観点からは、これら特産物の生産を維持・増大していくことが重要になってくるといえる。

表 3 は、同期間における野菜及び工芸農作物を作付けた販売農家、作付面積の変化を見たものである。いずれも大きく減少していることが分かる。今後生産の維持が期待される野菜、工芸農作物の生産基盤は脆弱化していることが分かる。しかし一方で、南丹・中丹・丹後の中山間地域は減少率が京都府全体と比べて緩やかになっており、露地野菜の作付面積は 2.9%増加していることが分かる。この動きが独立就農者の増加と関連しているのかはにわかには判断できないが、中山間地域が京都府農業において比重を高めているといえるだろう。

表 4 は、農業就業人口及び基幹的農業従事者数の変化を見たものである。いずれも京都府全体、南丹・中丹・丹後ともに大きく減少している。また、南丹・中丹・丹後がいずれも京都府全体の 6 割を占めており、農業労働力が集中していることが分かるが、60 歳未満の割合は低いことが分かる。2010 年の場合、農業就業人口については 11.9%、基幹的農業従事者については 10.6%にとどまっており、京都府全体の値と比べて低い。2000 年と比べても、特に農業就業人口は 10 ポイントも低下している。京都府、特に中山間地域における若年農業労働力は枯渇化しつつある。

表 3 京都府における野菜及び工芸農作物作付農家数・面積の変化

単位:戸、ha

	京都府						南丹・中丹・丹後				
	野菜類			工芸農作物			野菜類		工芸農作物		
	露地 販売 農家	露地 作付 面積	施設 販売 農家	販売 農家	作付 面積	露地 販売 農家	露地 作付 面積	施設 販売 農家	販売 農家	作付 面積	
2000	6,844	1,896	1,833	1,468	1,222	3,140	548	1,095	378	146	
10	6,162	1,468	1,665	970	1,123	2,986	564	993	212	90	
増減率	-10.0%	-22.6%	-9.2%	-33.9%	-8.1%	-4.9%	2.9%	-9.3%	-43.9%	-38.4%	

資料：農林水産省『農林業センサス』より作成。



表 4 京都府における農業就業人口・基幹的農業従事者数の変化

単位:人

	京都府				南丹・中丹・丹後				南丹・中丹・丹後が占める割合	
	農業就業人口		基幹的農業従事者		農業就業人口		基幹的農業従事者		農業就業人口	基幹的農業従事者
	合計①	60歳未満の割合	合計②	60歳未満の割合	合計③	60歳未満の割合	合計④	60歳未満の割合	③/①	④/②
2000	45,732	29.4%	25,661	20.4%	28,298	22.8%	15,486	12.7%	61.9%	60.3%
10	29,478	18.7%	23,049	16.7%	17,798	11.9%	13,945	10.6%	60.4%	60.5%
増減率・ポイント	-35.5%	-10.7%	-10.2%	-3.7%	-37.1%	-10.9%	-10.0%	-2.1%	-1.5%	0.2%

資料：表 3 と同じ。

以上の検討からは、今後も京都府が農業生産を維持していくためには、特に中山間地域において農外から新たな担い手を導入せざるを得ないことが分かる。

## (2) 京都府農政における担い手支援対策

京都府において、新規就農対策は総合的な担い手支援対策の一環として位置づけられている。京都府の担い手支援対策は、以下のように経営の発展段階を明示し、それに対応した施策を展開することが特徴といえる。

### 1) 新規就農者・認定就農者

新規就農対策の対象となる農業者である。本章で詳しく検討する。

### 2) 認定農業者・集落営農組織

売上高が 1,000 万円以下の経営体で、2014 年現在 771 経営体が該当するとされる<sup>3</sup>。法人化への誘導が目標とされる。

### 3) 農業法人（府域レベル）

売上高が 2,000 万円以下の経営体で、469 経営体が該当する。次の「全国レベル」とともに 6 次産業化へ誘導することが目標とされる。

### 4) 農業法人（全国レベル）

売上高が 5,000 万円以下で、190 経営体が該当。

### 5) 農業法人（世界レベル）

売上高 1 億円以下の経営体が 38 経営体、1 億円以上が 28 経営体存在する。農産物輸出への進出が目標とされる。これらの経営体を京都府農政では「トップビジネス経営体」として位置づけており、経営発展の最終目標とされる。

以上のような担い手支援対策の体系の中で、新規就農対策は入口としてきわめて重視されている。京都府農政としては担い手支援対策を通じ、「ほんまもん京ブランド 40」を中心としたブランド農産物の産地維持を図りたいとしているが、そのためにも年間 100 人の新

<sup>3</sup> 売上高による分類であるため、2013 年の京都府における認定農業者数 1,177（法人は 147 経営体）とは一致しない。

規就農者を確保することを目標としている<sup>4</sup>。

### 3. 新規就農対策の概要

#### (1) 新規就農対策の展開過程

##### 1) 相談窓口事業<sup>5</sup>

京都府における相談窓口事業は、京都府農業会議が1988年に開設した「新規就農ガイドセンター」が最初のものでされる。1995年に京都府農業総合支援センター（当時、京都府農業開発公社。以下、「支援センター」とする）<sup>6</sup>が「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」による「青年農業者等育成センター」の指定を受けたことによって移管された。その後、新規就農ガイドセンターは2000年に「農業入門支援センター」、2002年に「農林水産業入門支援センター」、2005年に「農林水産業ジョブカフェ」（以下、「ジョブカフェ」とする）へと名称が変わる。そしてジョブカフェは、2007年から「京都府ジョブパーク（総合就業支援センター）」<sup>7</sup>の取組の一環として位置づけられたが、それは数ある就業先の1つとして新規就農を位置づけようという狙いからであった。

表5 農業総合支援センターへの相談延べ件数の推移

単位：件、人

(年度)	延べ相談件数		うち、 ジョブカフェ		ジョブカフェ 寄与率 (②/①)
	実数	08年度比 増加数①	実数	08年度比 増加数②	
2008	899	-	631	-	-
09	1,149	250	772	141	56.4%
10	1,179	30	815	43	143.3%
11	1,249	70	942	127	181.4%
12	1,264	15	950	8	53.3%

<sup>4</sup> 2011年に策定された「農林水産京カプラン」による。

<sup>5</sup> 相談窓口事業の展開過程に関する記述は、濃野（2009）、pp.60～61、を参照した。

<sup>6</sup> 京都府農業総合支援センターとは、1970年に農地保有合理化事業を実施するために設立された京都府農業開発公社が前身である。主要事業は農地保有合理化事業、新規就農関係事業、農業ビジネス支援等である。京都府の担い手支援対策について、入口の相談事業から最終目標の農業ビジネス化までの実務をワンストップで担う組織である。2012年に公益社団法人に移行した。2013年現在、京都府、府内26市町村、5単位農協、JA京都中央会、JA京都信連、JA全農京都、JA共済連京都、京都府農業会議、京都府土地改良事業団体連合会の合計38団体が社員となっている。

<sup>7</sup> 京都ジョブパークとは、京都府がハローワークと連携して就職相談から就職支援、職場への定着までワンストップで支援することを目的として設置された組織である。ジョブパークには若手人材コーナー、大学生コーナー、マザーズジョブカフェ（子育て中の母親が対象）等、10の専門コーナーが設けられ、農林水産業ジョブカフェはその1つである。詳しくは、<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/> を参照。

表 6 実践農場の概要と推移

単位：農場数、a

(年度)	実践 農場数	設置地域					主作目						平均農地 面積
		京都 ・乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	みず菜	壬生菜	茶	万願寺 トウガ ラシ	水稻	その他	
2002	8			3	1	4	5	2				1	29.4
03	10	1		4	3	2	6	2				2	33.8
04	7		1	3	1	2	4	3					47.0
05	3			1	2		2		1				40.7
06	6			1	4	1	3		3				23.0
07	4			1	3		2		2				39.3
08	4				4					1	2	1	101.0
09	6			2	3	1	3				1	2	20.2
10	7												
11	8			3	3	2	2			1	1	4	25.6
12	9			4	4	1	1		2	2		4	32.8
13	15												
合計	87	1	1	22	28	13	28	7	8	4	4	14	39.3

注：2013 年度の内訳は判明しなかった。

近年、支援センターへの相談延べ件数は、表 5 にあるように増加傾向にある。増加のほとんどがジョブカフェによるものであり、寄与率は高くなっている。この理由としては、ジョブカフェをジョブパーク内に設置した効果が大きいといえる。また、2012 年度の延べ相談件数 1,264 件<sup>8</sup>に対して、39 歳以下の者による相談が 794 件（62.8%）と大半を占めている。

## 2) 研修事業

京都府として初めて独立就農者への研修事業に取り組んだのは、2002 年の「担い手養成実践農場」（以下、「実践農場」とする）制度の創設であった。それまでは、各地域が自主的に行う研修への資金支援にとどまっていた。表 6 は、設置された実践農場の概要と推移を示したものである。2000 年代中頃の停滞を経て、近年再び設置数が増加していることが分かる。京都府における独立就農者の増加に一定の寄与をしていると評価できよう。

実践農場は就農地への移住を前提としたものである。それに対して、近年は移住を伴わない比較的手軽な事業が増えてきている。2010 年には「担い手づくりサポートセンター事業」を、2012 年には「農業体験応援事業」を設置した。以上の動きは、「農の雇用事業」等の雇用対策の結果として法人就業者が増え、彼らに対してある程度の研修を施す必要が生じたことに対応している側面もある。

## (2) 現在の新規就農対策

### 1) 相談窓口事業

図 2 は、新規就農対策の流れを見たものである。以下、順に見ていこう。

<sup>8</sup> 京都府の担当者によると、この相談件数は北海道に次ぐ多さではないかとしている。

ジョブカフェには月曜日から土曜日にかけて相談員が常駐している。相談員は普及員のOB等、合計4人である。相談者のうち、就農希望者として登録した者については登録者カードを作成し、ジョブカフェとして支援の対象として位置づける。2012年度の実相談人数は554人であるが、400人（72.2%）についてカードを作成した。

ジョブカフェでは相談者に各種研修事業を紹介するとともに、就農相談会、農業体験講座等のイベントを開催している。これらイベントは2012年度に5回開催され、70の農業事業体と220人の就農希望者が参加した。

## 2) 研修事業

就農希望者に対して、支援センターでは、まずは手軽な研修から紹介するようにしている。2012年度から開始された農業体験応援事業による「農業体験実習講座」は、受入先農家で農作業を短期間体験するものである。1日と3日の体験コースがあり、参加料はそれぞれ500円、1,500円（傷害保険料に相当）と参加者の支出も抑えられている。当然就農地への移住は伴わず、研修開始時にはまだ前職に就いていることを想定した研修である。

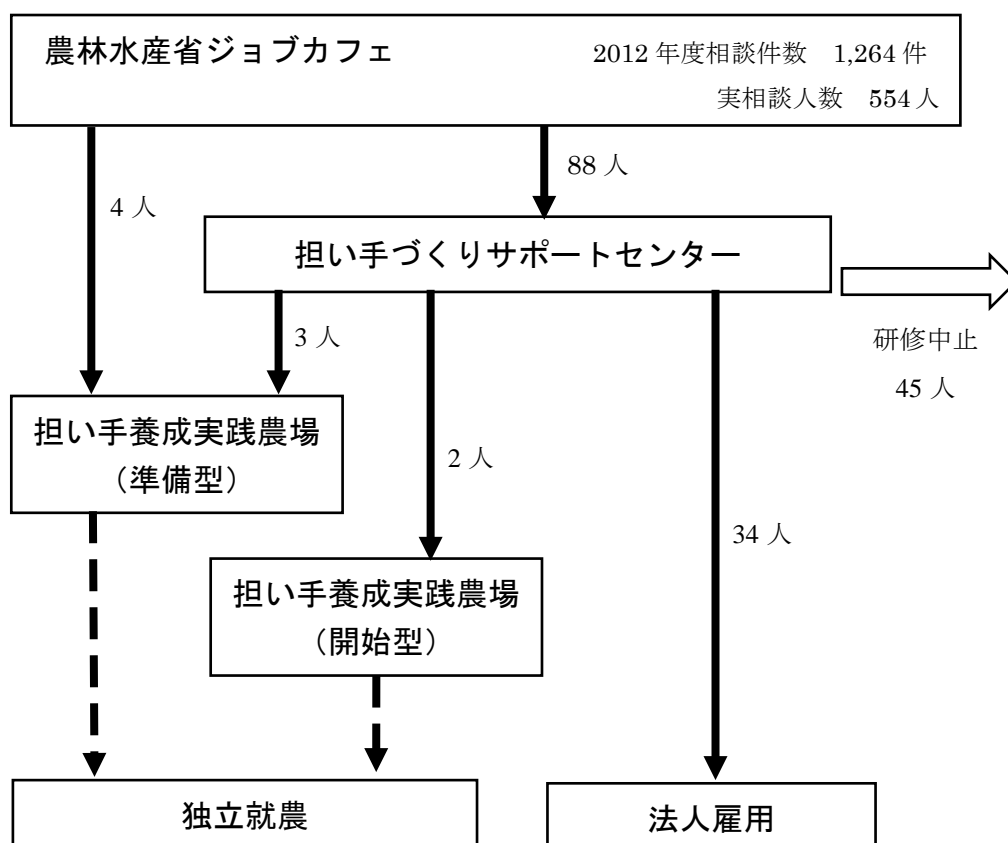


図2 京都府における新規就農対策の流れ（2012年度）

注：ジョブカフェからサポートセンターへの移行人数と、サポートセンターからの移行人数の合計が一致しないが、提供されたデータのままだとある。

2010年度から開始された「担い手づくりサポートセンター」（以下、「サポートセンター」とする）は、主に法人就業者を対象とした研修事業である。「就農サポーター」に指定された農業法人の下での実務研修と、支援センターが提供する座学がセットとなった研修である。研修期間は3～10ヶ月、研修期間中の賃金は厚生労働省の緊急雇用創出基金から賄われる。2012年度は60ヶ所に設置され、88人が研修を受けた。2010年度が38ヶ所、50人、2011年度が56ヶ所、76人であったので着実に増加を見せている。サポートセンターは就農地への移住を伴わないが、研修開始時には既に前職を離職していることを想定している。離職者から法人就業者への橋渡しを意図した事業だが、2012年度88人のうち45人が途中で研修中止となり、実際に法人就業者となったものは34人（38.6%）にとどまっている。

独立就農希望者に対して中心的な研修の場となっているのが、実践農場（就農準備型）である。これは、希望者に対して就農予定地に農地を提供し、生産から販売までを含む、実践的な技術・経営研修を施すものである。研修期間は2年間であり、2012年度は7農場を設置した<sup>9</sup>。就農地への移住を伴う研修であり、修了後はそのまま就農へと移行できる形で実施する、まさしく実践的な形式である。

#### 4. 担い手養成実践農場の詳細

##### （1）実践農場の設置まで

図3は、実践農場が設置されるまでの流れと農場の仕組みを示したものである。就農希望者を現地に紹介するのは、支援センターの実践農場推進室である。それに対して、受入先の市町村、JA、普及センター等による連絡調整会議によって調整が行われ、受入可能ということになると実践農場が設置される。

研修中の実務は受入先地域に委ねられるが、実践農場推進室の職員（担当は常勤職員1人）が実践農場を定期的に巡回する。また、実践農場からの相談に対応する。

##### （2）実践農場における支援内容

実践農場で実際に技術・経営指導に当るのは、「技術指導員」とされる農業者である。認定農業者等、地域において研修作目について先進的な農業者が指定される。具体的な指導内容は技術指導員に任せられる。技術指導員に対しては、支援センターから研修指導料金が支払われる。

研修生に対して農村地域での生活・慣習等をアドバイスするのが、「担い手づくり後見人」である。彼らの活動は、研修生が地域になじむための手助けをするものとなる。自治会長、農家組合長、農業委員等の地域で顔が広い住民が担当する。担い手づくり後見人に対して

---

<sup>9</sup> 後述する、2012年度に創設された実践農場（開始型）の2つと合わせると、表6と同じく9つとなる。

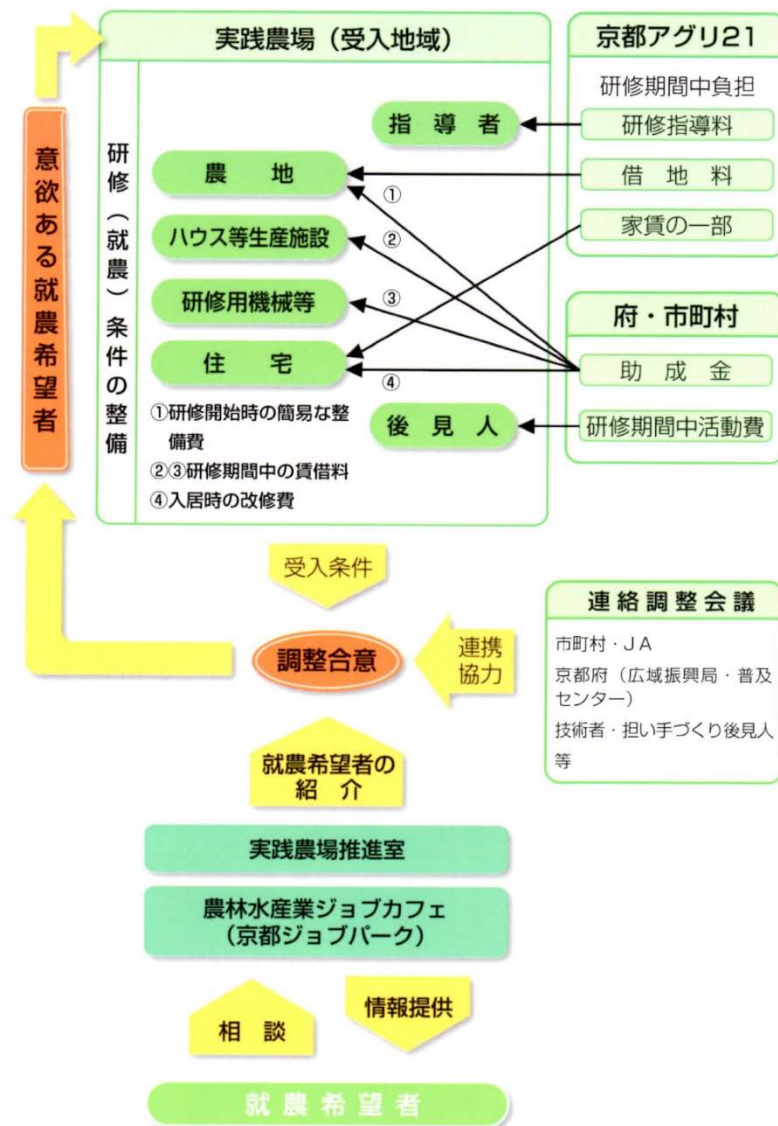


図3 実践農場の設置までの流れと仕組み

は市町村から活動費の支払いが行われる。

研修用農地は支援センターが用意する。支援センターは農地保有合理化法人の資格を持っているので、農地保有合理化事業の研修等事業を活用して利用権設定を行う。研修期間中の借地料は支援センターが負担する。研修生の作目は園芸作が多いので、農地の確保は容易とのことである。また、市町村による農地の簡易な整備のための助成制度もある。研修修了後、独立就農者は研修用農地を引き続き利用し、そのまま就農することができる。

住宅の確保は独立就農者にとって最も困難な問題である。この場面において、担い手づくり後見人の力が発揮される。空き家を取得した場合は、市町村が改修費用を助成する。

研修中の生活費については、2012年度からは青年就農給付金（準備型）による支援が用

いられる（150万円／年を最長2年間交付）。それ以前は就農研修資金（国3分の2、府3分の1負担）が利用されてきた。具体的には、15万円／月を最長2年間、合計360万円貸し付ける。就農研修資金については、府単事業として「就農支援資金償還金助成事業」が設けられ、条件不利地域<sup>10</sup>で5年間継続して就農する者について貸付額の3分の2が助成される。

以上の他に、研修用の農業機械・施設等を購入するための資金も助成される。実践農場による支援は技術・経営指導に限られず、農業経営を「創業」<sup>11</sup>するための資源確保への全面的なバックアップにまで及ぶのである。研修開始時には何も資源を持っていない独立就農希望者にとって、実践農場の支援はかなり手厚いものであると評価できよう。

### （3）実践農場を活用した独立就農者の特徴

実践農場の設置地域について先の表6を再び見ると、南丹、中丹、丹後に集中していることが分かる。研修生の受け入れは、担い手が不足している地域か、これまでに独立就農者の受け入れについて実績がある地域<sup>12</sup>が積極的とのことである。その結果として、両者に該当する中山間地域が多くなっている。京都府においても、平地地域では農家後継者支援のニーズの方が大きいとのことである。

実践農場では、ほとんどが京野菜を中心とした園芸作が選択される。園芸作の方が広大な面積が必要なく、また得られる所得が比較的予測しやすいためである。表6によると、当初はみず菜と壬生菜に集中していたが、近年は多様化しつつある。また、茶は後継者不在の農家からの第3者継承が多いようである。以上の傾向は、京野菜の産地維持を図る京都府農政の方針とも合致する。

実践農場を修了して就農し、2013年現在営農を継続している者のうち、62人（86.1%）が30歳代以下、52人（72.2%）が家族同伴となっている。若くて妻帯である者を受入地域では歓迎する傾向にあるとのことである。

就農後の悩みとして多いものは、所得を満足に得られないことである。実践農場修了者の現在の売上高は、平均すると500万円程度ではないかとのことだが、そこから経営費を差し引くと家族を養うだけの所得が得られているとは考えにくい<sup>13</sup>。所得が上がらない最

---

<sup>10</sup> 対象市町村は、京都市（旧京北町のみ）、宇治田原市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町である。

<sup>11</sup> 江川（2000）、pp.3～13、は、新規就農対策が農家後継者を対象とした担い手対策一般と異なる問題に直面することについて、農業経営の「創業」と「継承」の違いに基づくものであることを指摘している。

<sup>12</sup> 田畑（1996）、pp.289～290、によると、新規参入者を既に受け入れている市町村ほど新規参入者を担い手として高く位置づける傾向にあるとされる。当たり前のことではあるが、新規参入者が定着しているという事実が重要なのである。

<sup>13</sup> 江川（2000）、pp.64～65、では、売上高1,000万円が農業だけで家族の生活が可能になるめどであることを明らかにしている。

大の原因は、労働力不足のために規模拡大ができないことにあるようだ。受入地域が家族同伴を望むのも、単身では労働力が不足して経営が安定しないことが懸念されるからである。

一方で、地域農業の担い手として経営成長を遂げている修了者もいる。2013年現在で17人（修了した者に対して36.2%）が認定農業者となっており、実践農場の技術指導員となる者も5人存在する。法人化した者はまだいないが、京都府が掲げる経営の発展段階の次のステップへ移行する者が徐々に増えていることは注目される。

## 5. 研修事業に浮上してきた問題と新たな展開

### （1）実践農場の問題点

表7は、実践農場を修了した者が独立就農者に占める割合の推移を示したものである。実践農場の制度が導入された当初は、独立就農者のほとんどを修了者が占めていたが、独立就農者全体の数が増加するにつれて割合は低下し、2010年度以降は2割以下まで落ち込んでいる。このような動きの要因の1つは、急増した法人就業者が雇用先での経験を経て独立就農に至るケースが増加していることである。就業者を早く独立させ、自らの法人グループの一員としたい法人経営者<sup>14</sup>にとっては、実践農場の2年間の研修期間を新たに課すメリットは小さい。技術的支援は就農後でもできると考えているからである。しかし関係機関は、そのような動きはきちんとした研修を受けていない未熟な独立就農者を増やし、農業への定着が図られないことを懸念している。

実践農場参加者に対して修了した者の割合は、2012年度現在で92.2%である（研修が修了している予定の51箇所に対して、4箇所で研修中止）。修了した者については、2012年度現在で89%の定着率を確保している（修了47箇所に対して、5箇所で離農）。いずれも高い値を示しているが、実践農場の研修システムとしての優位性を示すためにはさらに高めなければならない。また、研修中止、修了後離農は受入地への物質的・心理的ダメージが大きく、そのために受入を拒否する地域もあった<sup>15</sup>。設置は慎重に行わなければならない、それが実践農場の数をなかなか増やせない原因でもあった。

つまり、実践農場は体系化されたシステムであるが故に手軽に利用できないものだった

---

<sup>14</sup> いわゆる「フランチャイズ型（FC型）」による新規参入と呼ばれるものである。詳しくは、澤田（2011）、新開・堀田（2009）、を参照。

<sup>15</sup> 江川（2000）、p.90、では、新規就農が徐々に本格化しつつあった1990年代の時点で既に就農後の定着の難しさと地域の支援体制に与える影響が指摘されている。



表 7 実践農場修了者の独立就農者に対する割合の推移

単位:人

(年度)	2003	04	05	06	07	08	09	10	11	12
実践農場修了者①	1	7	11	5	3	5	4	5	5	7
独立就農者合計②	12	15	12	9	16	17	15	28	26	47
①/②	8.3%	46.7%	91.7%	55.6%	18.8%	29.4%	26.7%	17.9%	19.2%	14.9%

のである。そのため、独立就農者、受入地、法人経営者に大きな負担をかけ、利用しづらいシステムだったといえる。これまでも利用開始への円滑化を図る取組みは行われてきた。例えば、普及員等に協力を仰いで土日に農家の手伝いを 1 年半程度させてから実践農場に移行するというものもしていた。しかし、それらは制度化された研修ではなく、あくまで関係者のボランティア的なものであった。

## (2) 新たな展開

以上の問題に対する解決の方向は、実践農場までの過程にいくつかのステップを設けることである。具体的にはジョブカフェと実践農場の間に手軽な研修を制度化し、「まだ引き返せる段階」(京都府担当者談)をつくるのである。それが、法人就業者対策として設置されたサポートセンターの活用である。

図 2 を再び見ると、サポートセンターを経由して設置された実践農場が存在することが分かる。2012 年度は、ジョブカフェから直接実践農場(準備型)に至るケースが 4 箇所、サポートセンターでの研修を経由して至るケースが 3 箇所と 2 分されている。

また、2012 年度からは「担い手養成実践農場(開始型)」が新たに設けられた。これは新たに独立就農した者、もしくは農家後継者となったばかりの者を対象として実践農場を設置するものである。技術指導員、担い手づくり後見人等の仕組みは準備型と同じであるが、研修期間は 1 年間に短縮されている。開始型の創設によって、独立就農を希望する法人就業者を研修システムに誘導することを狙っている。研修期間中は青年就農給付金(経営開始型)の受給によって生活費が賄われる。2012 年度の設置は 2 箇所である。

また、2012 年度からは「丹後農業実践型学舎」が創設された。丹後国営開発農地を利用して独立就農者を育成・就農させるもので、研修の仕組みは実践農場(準備型)と同じである。広大な開発農地を利用して大規模農業経営を目指す者が対象であり、研修用農地は 1 人当たり 1~2ha と大きい。2012 年度は 10 人が研修に参加したが、丹後市出身者が 6 人、府内で 8 人と地元出身者が大半を占めている。

## 6. おわりに

京都府農業にとって、農業への労働供給は農外からのものが既に主流になっている。本章では、特に独立就農者に注目したが、彼らは担い手が不足している中山間地域における

貴重な担い手として、またブランド農産物の生産額維持のために必要不可欠であった。

現場に即戦力となる独立就農者を送り込もうというのが京都府の実践農場の制度である。実践農場では研修後すぐに就農に移行できる、極めて実践的なシステムが構築されていた。しかし、実践農場はあまりにシステム化されているが故に利用しにくい部分もあった。就農に失敗した時に、関係者に与える負担が大きいのである。そこで、実践農場の前に手軽に利用できるステップを設けることで、問題の解決が図られた。それが、法人就業者の急増に対応して設けられたサポートセンターの活用である。研修のステップを少しずつ進め、就農希望者の意向を徐々に固めていくような仕組みの方が、研修中止・離農のリスクを小さくすることができる。以上の京都府の試行錯誤と実践は、今後新規就農対策を整備している他地域にとって大きな示唆となろう。

研修事業が整備され、就農までの段階的なステップが構築された京都府の新規就農対策にとって、今後は独立就農者の農業経営をいかにして成長させていくかということが問われてこよう。先述したように、2012年までの実践農場を修了した者のうち認定農業者になっている者の割合は36.2%、法人はまだいない。京都府農政が掲げる経営の発展段階に応じた担い手支援策をどのようにして具体化していくかが問われるが、しかしそれは既に新規就農対策の範疇とはいえないかもしれない。

#### 〔引用文献〕

- ・江川章（2000）：『農業への新規参入』（日本の農業 215）、農政調査委員会。
- ・澤田守（2011）：「フランチャイズ型農業における新規参入の特徴と課題」、『2011年度日本農業経済学会論文集』、pp.255～261。
- ・新開章司・堀田和彦（2009）：「企業的農家の人材育成と事業連携のネットワーク型経営戦略」、門間敏幸編『日本の新しい農業経営の展望—ネットワーク型農業経営組織の評価—』、農林統計出版、pp.99～110。
- ・田畑保（1996）：「新規参入対策—農外からの就農促進と農村活性化—」、田畑保・村松功巳・両角和夫編『明日の農業をになうのは誰か—日本農業の担い手問題と担い手対策—』、日本経済評論社、pp.287～303。
- ・濃野二三男（2009）：「農業会議の新規就農対策—京都府農業会議の場合—」、『農業と経済』、2009年9月号、昭和堂、pp.60～66。

## 岡山県における新規就農対策の現状と展開方向

西川邦夫（東京大学社会科学研究所／日本学術振興会特別研究員）

### 1. はじめに

図1は、岡山県における新規就農者の推移を見たものである。新規就農者は、特に2000年代に入って以降増加を見せているが、その中心となっているのが定年帰農<sup>1</sup>を主としたUターン就農とともに新規参入者<sup>2</sup>である。

岡山県の新規就農対策の特徴は、第1に全国各地から新規参入希望者を受け入れていることである。表1によると、2012年度の相談者数で県内出身者は4割以下、これまでの研修事業による新規参入者数では3割以下にしか過ぎない。相談、就農ともに近畿、関東からのものが多く、県外から多くの参入者をひきつけているのである。第2に、就農後の定着率が極めて高いことである。就農5年後の定着率は99%にも達するのである<sup>3</sup>。

以上のような、新規参入者の増加・定着にこれまで寄与してきたのが、本章で検討の対象とする県の新規参入者向け研修事業である。図1からは、近年でも新規参入者の4割が研修事業から供給されていることが分かる。岡山県では、1993年から全国に先駆けて新規参入者への研修資金の給付（貸付けではない）を独自に実施してきた。また本章で詳しく検討するように、その研修システムは参入者の自助努力を強調するものであった。

しかし、2012年度からの青年就農給付金制度の導入を受けて、岡山県農政は今後新規参入者をめぐって争奪戦が起きるだろうと考えている。新制度が新規参入者の資金面での参入条件をフラット化するからである。よって、それ以外の面で優れた受入システムを持つ地域が多くの新規参入者をひきつけることになるであろう。その時、岡山県はどのような展開方向をとろうとしているのか。

---

<sup>1</sup> 山陽地方は定年帰農者が多い地域として知られている。澤田（2003）、pp.98～99、では、定年を機に帰農する割合が高い地域として山陽地方を挙げている。また、高橋（2005）、p.223、では、山陽地方では定年後の「帰村規範」が存在することを山口県大島町の事例から明らかにしている。

<sup>2</sup> ここで言う「新規参入者」とは、農林水産省『新規就農者調査』の「新規参入者」と同じである。本章では特に断らない限り岡山県の呼び方を採用する。なお、「Uターン就農」とは農家出身者でUターンして就農したもの、「学卒就農」とは農家出身者で卒業後1年以内に就農した者をそれぞれ指す。本章では、それらを総称して「新規就農者」とし、新規就農者を支援する岡山県の施策を「新規就農対策」とする。

<sup>3</sup> 新規参入者の全国的な定着率は統計が整備されていないために把握できないが、一般的には就農後の定着が課題として指摘されている。『農業と経済』、2012年11月号、に所収されている論文はその点に注目したものが多く、新規就農者の離農は、地域に物質的・心理的に与えるダメージは大きく、その後の受入体制に悪影響を及ぼすことが懸念される。江川（2000）、p.90、では、1990年代の時点で既にその点が指摘されている。

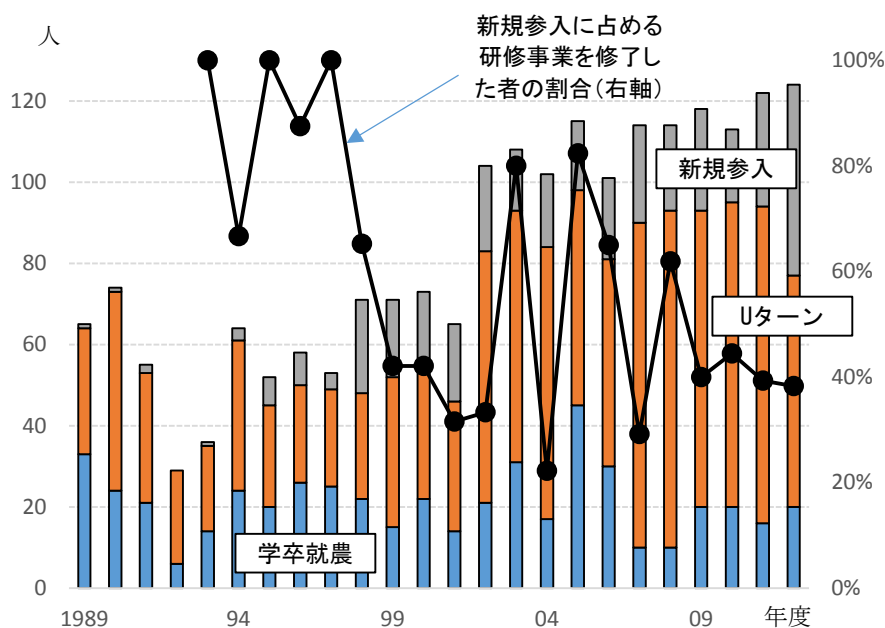


図1 岡山県における新規就農者の推移

資料：岡山県及び岡山県農林漁業担い手育成財団提供の資料より作成。以下、断りがない限りは同様。  
注：「新規参入」「Uターン」「学卒就農」の定義は注2を参照。

本章の課題は、先駆的な取組を行ってきた岡山県の新規就農対策の到達点を確認するとともに、今後の展開方向を検討することである。そして、岡山県の経験から他地域への示唆を得ることである。

## 2. 岡山県農業の概況と岡山県農政における新規就農対策の位置づけ

### (1) 岡山県農業の概況

岡山県の農業産出額の変化について見たものが、表2である。2000年から2010年にかけて、岡山県の農業産出額は約1割減少した。ただし、そのほとんどは米の減少によるものであり、野菜、果実は増加している。これら作目には岡山県の特産物（桃太郎トマト、ピオーネ等）が含まれており、産地の維持が図られていることが分かる。岡山県農業を今後いかにして維持していくかという観点からは、これら特産物の生産維持・増大が重要といえる。

表3は、野菜類と果樹類に注目して、同期間における販売農家数、作付面積の変化を見たものである。岡山県全体で見ると野菜、果樹ともに販売農家数・作付面積が大きく減少している。特に、施設栽培の販売農家数の減少が大きく、野菜で28.4%減、果樹で27.7%

減と激しい。特産物のピオーネ、桃太郎トマトは施設栽培が多く、これらの生産基盤が脆弱化していることが分かる。一方で、中山間地域に位置する新見・真庭・津山・勝英は、

表1 岡山県における新規参入相談者と研修による参入者の地域別分布

単位:人

	2012年度 相談者		研修による 新規参入者 (累計)	
	人数	構成比	人数	構成比
合計	525	100.0%	175	100.0%
県内	209	39.8%	47	26.9%
北海道・東北	14	2.7%	2	1.1%
関東	127	24.2%	33	18.9%
中部	18	3.4%	12	6.9%
近畿	112	21.3%	67	38.3%
中国	21	4.0%	7	4.0%
四国	3	0.6%	4	2.3%
九州・沖縄	7	1.3%	3	1.7%
不明	14	2.7%	0	0.0%

施設については県全体と同じく減少率が大きいですが、露地については幾分緩やかとなっている。特に果樹は販売農家数、作付面積ともにそれぞれ 2.0%、0.2%増加している。これが新規参入者によるものであるかは俄かには判断できないが、岡山県の農業維持において中山間地域の位置づけが高まっているといえよう。

表4は、農業就業人口と基幹的農業従事者数の変化を見たものである。県全体で見ても、また新見・真庭・津山・勝英でも、農業就業人口の激減と基幹的農業従事者数の増加という対照的な動きが見て取れる。ただし、基幹的農業従事者数の増加は定年を迎えた兼業従事者が専業化したことによるものと考えられるので、農業労働力の脆弱化・高齢化という流れは変わっていないといえる。農業就業人口、基幹的農業従事者ともに60歳未満の割合は低下し、特に農業就業人口が、県全体で10.4%、新見・真庭・津山・勝英で9.1%減少していることから裏付けることができる。

以上をまとめると、近年の岡山県農業は野菜、果樹を中心に生産を維持しているが、生産基盤は脆弱化していることが分かる。特に農業労働力の脆弱化・高齢化が進んでいる。今後も農業生産を維持していくためには、農外から担い手を補充していく必要があるといえる。

表2 岡山県における農業産出額の変化

単位:億円

	合計	米	野菜	果実
2000	1,362	433	191	169
10	1,242	327	194	182
2000-10 増減率	-8.8%	-24.5%	1.6%	7.7%

資料：農林水産省『生産農業所得』より作成。

表3 岡山県における野菜及び果樹作付農家数・面積の変化

単位:戸、ha

	岡山県						新見・真庭・津山・勝英					
	野菜類			果樹類			野菜類			果樹類		
	露地		施設	露地		施設	露地		施設	露地		施設
	販売 農家	作付 面積	販売 農家	販売 農家	作付 面積	販売 農家	販売 農家	作付 面積	販売 農家	販売 農家	作付 面積	販売 農家
2000	7,710	2,010	2,110	6,919	1,673	1,892	3,305	774	866	1,864	457	306
10	7,358	1,542	1,510	5,537	1,417	1,368	3,222	651	628	1,902	458	168
増減率	-4.6%	-23.3%	-28.4%	-20.0%	-15.3%	-27.7%	-2.5%	-15.9%	-27.5%	2.0%	0.2%	-45.1%

資料：農林水産省『農林業センサス』より作成。

## (2) 岡山県農政における新規就農対策の位置づけ

岡山県政全体の目標を掲げた「第3次おかやま夢づくりプラン」には、以上の検討によって明らかになった岡山県農業の課題が反映されている。2012年度から2016年度までの計画期間において、新規就農者は550人確保することが目標となっている。岡山県の担い手支援対策の中で、新規就農対策は中心的な位置を占めているのである。また、「夢づくりプラン」の重点課題として、「くだもの王国おかやま」の基盤強化もある。特産物である果樹の産地維持を岡山県農政としても図っていこうということであり、新規就農対策もそれら作目の産地維持と整合性を図りながら展開していくことになる。

## 3. 新規就農対策の概況

### (1) 新規就農対策の展開過程<sup>4</sup>

岡山県において、市町村・農協・地元が参加した本格的な新規就農対策が登場したのは、1993年の「ニューファーマーズ確保対策事業」が初めてである。それ以前は、「農家養子」という形で後継者のいない農家に新規参加者を第3者継承させることへの非制度的支援にとどまっていた。

<sup>4</sup> 以下の記述については、聞き取り調査の内容以外に、石川（2009）、pp.47、を参考にした。

ニューファーマーズ確保対策事業は、参入希望者を年に1回、6月に募集する。窓口は県の農産課（当時、新農業推進室という部署があり担当していた）が担当していた。研修事業は、「農業体験研修」1ヶ月＋「農業実務研修」2年の研修期間、農業体験研修は受入農家にホームステイをする形式をとっていた。当時岡山県独自の施策として注目されたのが、当時「月給制」と呼ばれた1ヶ月当り15万円の手当給付（貸付けではない。原資は県・市町村・農協で負担）であった。以上の研修事業の枠組みは基本的にはその後も引き継がれ、2009年に現在の「就農促進トータルサポート事業」に名称が変更された。

表4 岡山県における農業就業人口・基幹的農業従事者数の変化

単位：人

	岡山県				新見・真庭・津山・勝英			
	農業就業人口		基幹的農業従事者		農業就業人口		基幹的農業従事者	
	合計	60歳未満の割合	合計	60歳未満の割合	合計	60歳未満の割合	合計	60歳未満の割合
2000	93,415	23.7%	47,678	16.1%	38,501	21.3%	19,932	14.6%
10	59,570	13.3%	48,666	11.2%	26,776	12.3%	22,209	10.5%
増減率・ポイント	-36.2%	-10.4%	2.1%	-4.8%	-30.5%	-9.1%	11.4%	-4.1%

資料：表3と同じ。

相談窓口事業については、現在参入希望者の窓口となっている就農相談会を1997年から実施することになった。当時は年2回の開催であったが、新規就農相談センターを設置してからは毎月実施するようになった。その「新規就農相談センター」（以下、「センター」とする）が設置されたのが2001年である。センターは新規就農対策を行う各機関の情報共有化を目的として設立され、参入希望者カードの共有をはじめ相談窓口事業の実務が行われている。（公財）岡山県農林漁業担い手育成財団（以下、「育成財団」とする）<sup>5</sup>と岡山県農業会議（以下、「農業会議」とする）によって構成されている。そして、育成財団、農業会議、県農産課、JA岡山県中央会によって「就農相談連携会議」が構成され、県域レベルでの新規就農対策の方針が議論されている。

<sup>5</sup> 育成財団は、1981年に岡山県（3.75億円）と市町村（1.25億円）の出捐によって設立された。1995年に青年農業者等育成センターに指定され、2011年から農地保有合理化法人にも指定されている。

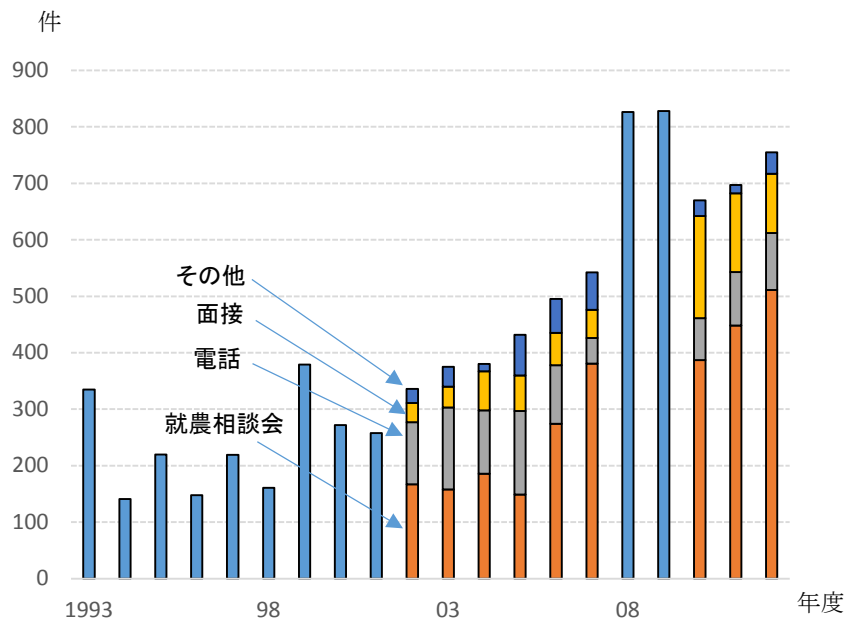


図2 センターへの相談延べ件数の推移

注：2001年度以前、及び2008～2009年度の内訳は分からなかった。

## (2) 現在の新規就農対策

### 1) 相談窓口事業

相談窓口事業は、主にセンターが担当している。センターにおける就農相談専門員は3人であるが、育成財団が本部機能(1人)を果たし、農業会議が支部機能(1人)を担うという役割分担となっている(育成財団から農業会議へ85万円の補助がある)。また、県中央会(1人)にもセンター担当の職員がいる。

図2はセンターへ寄せられる新規就農の相談延べ件数の推移を示したもののだが、リーマンショックの影響でイレギュラーに増加した2008～2009年度を除き、2000年代に入って傾向的に増加していることが分かる。相談延べ件数の大半を占めるのが就農相談会である。2012年度は延べ相談件数の7割近くを占めている。2013年度は県内で7回、東京で7回、大阪で6回、北海道・愛知で1回ずつの計22回開催した(2010年度31回、2011年度33回、2012年度33回)。相談会の大半は県外で実施されており(2010年度16回、2011年度19回、2012年度23回)、県外からの就農希望者誘致を重視していることが分かる。

相談者の属性を見た表5によると、30歳代までの相談者が2012年度で48.4%と多くを占め、また相談の時点では独身者が41.3%を占めていることも分かる。県内に限らず関東、近畿等全国各地から相談があることは冒頭で述べたとおりである。

研修事業への参加を希望する相談者は、センターとの就農相談の過程で就農先市町村を検討する。農業体験研修に申し込んだ後、参入希望者は研修を受ける前に受入先地域の事



表5 相談者の属性

単位:人

(年度)	合計	年齢別							家族の状況		
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	既婚	独身	不明
2010	448	7	112	156	83	51	20	19	182	244	22
11	454	8	81	145	113	53	18	34	202	206	44
12	525	3	108	143	122	62	18	69	207	217	101
2010	100.0%	1.6%	25.0%	34.8%	18.5%	11.4%	4.5%	4.2%	40.6%	54.5%	4.9%
11	100.0%	1.8%	17.8%	31.9%	24.9%	11.7%	4.0%	7.5%	44.5%	45.4%	9.7%
12	100.0%	0.6%	20.6%	27.2%	23.2%	11.8%	3.4%	13.1%	39.4%	41.3%	19.2%

注：相談者数は実人数。延べ件数ではない。

前見学を実施し、経営・生活に関する情報収集を行わなければならない。事前見学は、普及センター単位で開催される「就農オリエンテーション」を通して、もしくは個別で行われる。

新規参入者の受入を希望する各市町村は、「新規就農者等確保計画」を策定して作目、家族状況等の受入希望条件を予め提示する。参入希望者と受入先の希望を調整するのは普及センターと県の出先機関である県民局の仕事であり、そこで受入地、作目等が決定される。そして、最終的に参入希望者が研修事業への参加を決断することで、実際に研修が動き出すのである。ちなみに、参入希望者は農業体験研修から実際に就農するまで、一貫して最初の受入地域で取り組むことになる。地域、作目を変更する場合は就農相談からやり直しとなる。

## 2) 農業体験研修

研修事業の実務を担当するのは、各市町村とJAである。研修事業は、農業体験研修と農業実務研修の2つから構成される。受講資格は申込時55歳未満（農家子弟は45歳未満）、1世帯1人までで夫婦での研修は認めていない。

毎年2回（6月・10月）、各市町村で研修生が募集される。研修を希望する者に対しては、受入地域で面接会が実施される。面接会までに希望者は営農・生活計画を作成・提出しなければならない。そこには、①希望する規模・作目、②収支計画（粗収益と経費）、③生活計画（生活費）、④必要な自己資金、が盛り込まれる。実際の面接では営農・生活計画に基づきつつ、①なぜ農業がやりたいのか（経営者としての信念）、②営農・生活計画の具体性、③家族（特に配偶者）の理解は得られているか、④地域へ溶け込めるかどうか、⑤研修事業に対する理解（産地の一員になれるか。一匹狼的な行動は慎んでもらう）、が問われる。

面接会での選考に通過したら、1ヶ月間の農業体験研修を実施する。年間の研修生の枠は、市町村の希望により変動するが30人前後となっている。受入農家に対しては3万円の指導料が支払われる。研修生は作業日誌を毎日記帳し、受入農家が毎日確認する。また、1週間毎に普及センターが確認する。これは農業実務研修も同じである。無事研修が修了すると、

交通費等の名目で研修生に 10 万円の研修費が支給される。

### 3) 農業実務研修

農業体験研修を修了すると、研修生は就農後 5 年目までの経営計画等を作成する。経営計画が県の認定を受けると、研修生は認定就農者となる。認定就農者となることは、農業実務研修に移行するための 1 つの条件となる。

農業実務研修も、農業体験研修と同じ受入農家で研修を行う。研修期間は 2 年間である。研修は、あくまで受入農家の経営・作業の枠内で、受入農家の支持の下で実施することが基本となる。そのため研修内容は原則として技術に限られ、販売・経営についての内容は含まれない。研修生自らが販売にまで取り組むと、青年就農給付金の準備型に該当しなくなる懸念があるためである。

農業実務研修の場合、受入農家に指導料の支払いはない。研修生の労働力提供で相殺してもらおうという考え方である。具体的な指導内容は受入農家に任せられる。農家での研修の他に、研修生は農業大学校で座学を、また巡回してくる普及員、農協職員等のアドバイスも受ける。研修生を集めた座学研修を定例化している地域もあり、例えば倉敷市船穂地区では研修生・関係機関による会合が 1 ヶ月に 1 回開かれる。

研修期間中の生活費は各種給付金を利用する。45 歳未満の研修生については国の青年就農給付金（就農準備型）（150 万円／年、最大 2 年）を、45 歳以上は県独自の研修資金（150 万円／年<sup>6</sup>、最大 2 年、県 3 分の 1・市町村・JA等が負担）を利用する。なお、研修生は研修期間中に農地確保、住居確保、地域での関係づくり等、就農後の準備を自力で行う。

### 4) 就農後の支援

農業実務研修を修了して実際に就農した者に対しては、「就農アドバイザー」による支援が受けられる。これは育成財団が 159 人の地域の農業者に委嘱しているもので、就農者 1 人につき 1~2 人がつく。就農後の農業技術、生活問題への支援を行う。また、就農後に参加する作目部会でのフォローも重要な支援となる。

県が用意している資金支援としては、県の負担が 3 分の 1 の「早期経営確立支援事業」がある。農地確保対策として農地の賃借料と土づくり資材費を 10 万円／10a、住まい確保対策として公営住宅を除いた住宅等の賃借料を 72 万円／年、農業施設等の整備支援として空き家・中古農業施設等の修繕費を 90 万円／件、助成する。また、育成財団による「新規就業者激励事業」で新規参入者に対して 10 万円を給付する。なお、新規参入者は就農後、青年就農給付金（開始型）に移行することが想定されている。

現在のところ、県として新規参入者を独自に組織化する計画はない。新規参入者同士のつながりを強化するよりも、むしろ地域に溶け込むことが重要だと考えているからである。

---

<sup>6</sup> 2012 年度まで研修は 1 年目 180 万円、2 年目 120 万円であったが、青年就農給付金制度の開始により同額の 150 万円／年へと変更になった。

#### 4. 岡山県における研修事業の特徴

##### (1) 受入市町村による受入希望条件の明示

各市町村が「新規就農者等確保計画」に基づき、作目、本人以外労働力、自己資金確保等の受入希望条件を予め提示していることは先述した。市町村によって特産物としている園芸作目は異なるので、それぞれの産地維持を目的とした新規参入者の誘致を図るためである。予め明示しておくことで、参入希望者とのマッチングがより容易になると考えられる。

表6(43頁)は、各市町村の受入希望条件を示したものである。第1に気づくことは、本人以外の労働力の存在、さらには既婚者であることを条件とする市町村が多いことである。新規参入者は、参入当初は家族労働力に依存して経営する場合が多いため、本人以外に労働力が存在すると経営が軌道に乗るのが早くなるからである。面接会で家族、特に配偶者の理解が得られているかを聞くのも、家族労働力として配偶者を活用できるかどうか重要な点だからである。また、単身よりも家族連れのほうが受入地域が安心するという側面もある。

第2に、自己資金の確保は全ての市町村が条件に付けている。自己資金は500～1,000万円程度の用意が必要で、経営が軌道に乗るまでの2～3年間の生活資金に充てられることが予想されている。

第3に、中山間地域の新見、津山、真庭、勝英では、就農に必要な農地・住居の情報提供にとどまらず、関係機関による斡旋や家賃補助を導入している市町村が見られる。担い手不足の中山間地域の方が、市町村独自の支援体制が手厚い傾向にあるといえよう<sup>7</sup>。

地域的な特徴としては、東備は就農後の系統出荷を義務付けている。これは、研修主体のJA岡山東の産地戦略に新規参入者への研修が位置づけられているためである。

##### (2) 自助努力の強調

岡山県の研修事業は、参入希望者に対して手取り足取りの支援は行わないことが基本である。これは研修の中で、可能な限り自分の力で何とかする、最終的な判断は経営者として自ら行うという精神を身につけさせるためである。農地・住宅等の確保についても、そのために様々な情報を集めるのはあくまで参入希望者であり、地域に溶け込むこと、受入農家のサポートを得ることが重要であることが強調される<sup>8</sup>。研修を終了して新規就農に

<sup>7</sup> 江川(2000)、pp.40～41、では、1990年代後半では中山間地域の市町村ほど新規参入者に対する支援措置を実施している割合が高いことを明らかにしている。

<sup>8</sup> 研修生に配布される『晴れの国おかやま新規就農デザインブック』には、「研修中も関係者は皆さんを経営主となる者として扱い、手取り足取り全てを教えようとはしません。与えられた研修をするだけでなく、自ら研修をしていく姿勢が大切です。」「研修生だから周りが全て段取りをしてくれるという感覚ではうまくいくことはありません」と記載されている。

表 6 各市町村の研修生受入希望条件

普及指導センター	計画策定市町村	受入予定人数・作目		研修主体	就農時年齢	受入条件		就農支援 農地 住居
		2012年度 人数	作目			本人以外 労働力	自己 資金	
岡山	岡山	もも1 2 有機野菜1	13 作目 1 有機野菜	JA岡山市		◎ ○ ○		
	玉野			JA岡山市			○	
岡山	瀬戸内	2 露地野菜1 2 施設野菜1		JA岡山市、瀬戸内農業経営者クラブ、(有) 武久農園		○ ○ ○		
	吉備中央	3 ピオーネ	2 ピオーネ	吉備中央農業公社		○ ○ ○		関係機関 斡旋
東備	備前			JA岡山東、(有)びぜんファーム、(株)みどりや	45歳未満	◎ ○ ○ *		
	赤磐		2 ピオーネ	JA岡山東	45歳未満	◎ ○ ○ ○		関係機関 斡旋
	和気	2 ナス	ぶどう ナス	JA岡山東	45歳未満	◎ ○ ○ ○		
	倉敷		1 スイートピー	倉敷市船穂農業公社	50歳未満	◎ ○ ○ ○		関係機関 斡旋
倉敷	総社	1 もも	もも1 3 ぶどう1 施設野菜1	そうじや地食べ公社、JA岡山西		○ ○ ○		
	笠岡		いちじく 2 いちご ナス	JA倉敷かさや		○ ○ ○		
井笠	井原	1 ピオーネ	2 ピオーネ	JA岡山西			○	
	矢掛		なし2 ぶどう1	JA倉敷かさや、水車の里フルー ットピア	40歳未満	◎ ○ ○		
高梁	高梁	1 ピオーネ	ピオーネ2 トマト2	JAひほく		○ ○ ○		施設整備
	新見	ピオーネ1 2 トマト1	ピオーネ1 トマト1	JA阿新		◎ ○ ○		新築補助 家賃補助
津山	津山	1 野菜	1 水稲	JA津山、(有) 田中農園		◎ ○ ○		
	鏡野		1 アスパラガス	JA津山		◎ ○ ○		
津山	久米南	ピオーネ3 4 キュウリ1	ぶどう1 2 キュウリ1	JA津山		○ ○ ○		
	美咲	2 ぶどう		(株)美咲物産		○ ○ ○		
真庭	真庭	1 ぶどう 1 なし	1 トマト	JA真庭	50歳未満	◎ ○ ○		関係機関 斡旋
	新庄			JA真庭	50歳未満	◎ ○ ○		関係機関 斡旋
勝英	美作	1 もも	もも1 3 水稲+野菜1 いちご+ぶどう1	JA勝英、(農) 赤田宮農セン ター、(有) 農マル園芸		◎ ○ ○		関係機関 斡旋
	勝央		ぶどう1 2 もも1	JA勝英	50歳未満	○ ○ ○		家賃補助 町営住宅
	奈義							関係機関 斡旋

- 注：1) 「本人以外労働力」欄の二重丸は、既婚者優先。  
 2) 「系統出荷」欄の\*は、研修主体がJA岡山東の場合。  
 3) 「就農支援 農地・住居」欄は、情報提供以外の支援を記載。

までたどり着けるかどうかは、参入希望者の「人間性」（農業会議担当者談）によるのである。

実際に就農する際に必要な農地は、参入希望者が研修期間中に自力で見つけることになっている。大多数の市町村、JAはあくまで情報提供に役割をとどめている。しかし、遊休農地の整備・貸付を行っている市町村、JAも存在する（久米南町<sup>9</sup>、吉備中央町<sup>10</sup>、JAびほく（高梁市）<sup>11</sup>）。現在、新規参入者は概ね農地を確保できているとのことである。

住宅も、参入希望者が研修期間中に自力で見つけなければならない。研修期間中は市町村営住宅やアパートを利用している者も、就農に際しては農機具等を収納できるような大きな家が必要になってくる。市町村等は「空き家バンク」を整備することで情報提供を行うが、実際に借りる際に職員が付き添うこともある。

なお、岡山県では新規参入時の機械・施設の整備等で国の資金を借り入れることは推奨していない。経営が軌道に乗らないうちに借金を増やすことは、その後仮に経営がうまくいかなかったときに大変なことになるからである。むしろ、中古機械・施設の譲り受け、第3者継承による経営の譲り受けを推奨している。

表7 農業体験研修申し込みから就農までの人数の変化

単位:人

(年度)	2008	09	10	11	12
農業体験研修申込者①	22	43	36	25	31
面接申込者②	16	35	21	16	29
脱落率 (①-②) / ①	27.3%	18.6%	41.7%	36.0%	6.5%
面接合格者③	13	28	13	14	25
(②-③) / ②	18.8%	20.0%	38.1%	12.5%	13.8%
農業体験研修実施者④	12	24	10	12	25
(③-④) / ③	7.7%	14.3%	23.1%	14.3%	0.0%
農業実務研修実施者⑤	9	23	8	10	20
(④-⑤) / ④	25.0%	4.2%	20.0%	16.7%	20.0%
就農者⑥	8	21	8	-	-
(⑤-⑥) / ⑤	11.1%	8.7%	0.0%	-	-
(①-⑥) / ①	63.6%	51.2%	77.8%	-	-

注：「面接合格者」「農業体験研修実施者」には免除者も含む。

### (3) 研修の各段階における選抜

<sup>9</sup> 『山陽新聞』、2013年5月29日付夕刊、を参照。

<sup>10</sup> 『山陽新聞』、2012年9月22日付朝刊、を参照。

<sup>11</sup> 『日本農業新聞』、2013年4月8日付、を参照。

表 7 は、農業体験研修への申込者から実際に就農した者まで、近年の段階毎の人数を示したものである。各段階にどれだけの人数が参加し、そして脱落したかが分かる。まず、農業体験研修申込者から面接申し込みまでの段階で、脱落率は 2~4 割にもものぼることが注目される。現地訪問で脱落する者がかなり存在するのである。続いて面接会に臨んだ者も、2~4 割が不合格となって脱落する。

研修の過程での脱落率も高い。まず、面接に合格したものの実際に農業体験研修を実施しない者が 1~2 割いる。農業体験研修を修了しても、農業実務研修に移行しない者も 1~2

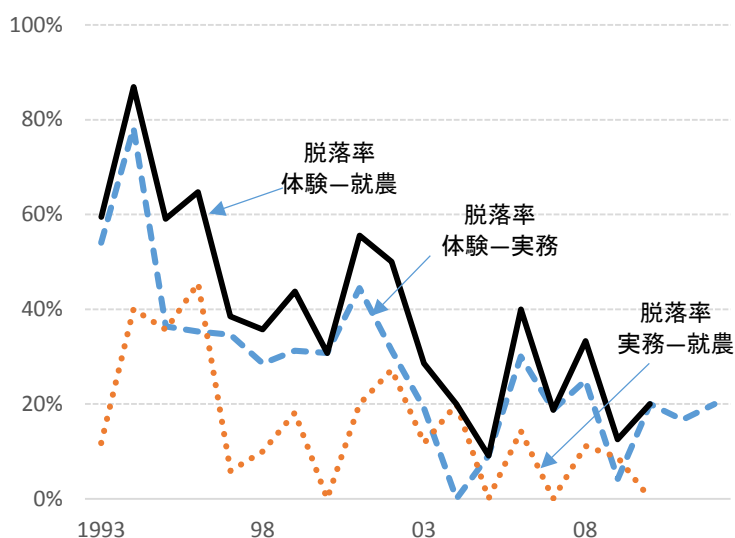


図 3 研修過程における脱落率の推移

割存在する。これは、農業体験研修が農繁期の 9~11 月に実施されるので、受入農家に厳しく接せられて意欲を喪失する者や、受入農家等の地域からの評価がよくない者が存在するためである。そして、農業実務研修を修了したにもかかわらず就農しない者も 1 割いる。総じて、農業体験研修申込から実際に就農するまでを通しての脱落率は 5~8 割にも達するのである。結果的に、まだ就農への意識があやふやな参入希望者は各段階で選抜され、最終的には優秀で自信のある希望者のみが残ることになるのである。

なお、近年は農業体験研修を申し込み、面接会の段階での絞込みを重視しているようである。農業体験研修の段階から就農までの覚悟を要求（「その地域で骨を埋める覚悟があるか」（農業会議担当者談））し、農業体験研修とて決して手軽に参加できるものではないことを参入希望者には強調している。その結果、研修過程における脱落率が低下傾向にあることが図 3 に示されている。農業体験研修から農業実務研修まで、農業実務研修から就農まで、そして農業体験研修から就農までの脱落率が傾向的に低下している。

## 5. 新規就農者の経営状況

### (1) 概況

2012年度までに研修事業を経て175人が新規参入を果たしているが、そのうち30歳代以下が121人(69.1%)と大半を占めている。また先の表1によると、参入者の出身地は県内に限らず全国各地にわたる。

表8によると、就農地は中山間地域に位置する高梁、新見、津山、真庭、勝英である場合が多く、担い手が不足し、新規就農者へのニーズが高い地域にこれまで多く参入があったことが分かる。しかし、近年参入者は交通の便がいい県南の平地地域に集中する傾向にあるとのことである。また、市町村合併により県北の市町村の体制が変更され、それら市

表8 市町村別新規参入者数累計

単位:人

普及指導センター	新規参入者数・就農地
岡山 計	53
岡山 内訳	吉備中央21、岡山17、玉野10、瀬戸内5
高梁 計	24
新見 計	24
倉敷 計	22
倉敷 内訳	倉敷16、総社6
津山 計	16
津山 内訳	津山6、美咲5、鏡野3、久米南2
勝英 計	12
勝英 内訳	勝央9、美作3
真庭 計	10
真庭 内訳	真庭9、新庄1
井笠 計	9
井笠 内訳	井原7、笠岡1、矢掛1
東備 計	5
東備 内訳	赤磐3、備前1、和気1

表9 新規参入者の経営作目

単位:人

作目	新規参入者数
果樹 計	82
果樹 内訳	ぶどう77、もも4、なし1
野菜 計	68
野菜 内訳	トマト26、なす18、いちご4、その他20
花卉 計	18
花卉 内訳	スイートピー7、ばら3、シクラメン2、その他6
水稻	5
その他	2

町村の熱意がやや薄れてきているように見えると、県域レベルでは受け止められている。また、青年就農給付金（開始型）の創設によって県南と県北の制度面での格差が消失したことも、今後影響を与えるのではないかと考えられている。以前、県北では研修修了後の給付を独自に設けている市町村が多かった。例えば、新見市は研修3年目（就農1年目）に7.5万円/月の給付を行っていたし、高梁市は就農時に100万円を支給していた<sup>12</sup>。

表9によると、参入者が取り組む作目は果樹（ぶどう）、野菜（トマト）が大半を占めている。これは園芸産地の維持を図る各市町村の希望を反映したものであるが、地域によっては新規参入者が産地の維持に大きな役割を果たしている場合もある。JA岡山西船穂支店（倉敷市）では、スイートピー部会20人のうち7人が新規参入者によって占められている。久米南町の「久米南ぶどう部会」では、部会員28人中9人が新規参入者である<sup>13</sup>。

## （2）新規参入者の経営成績と課題

農業会議では、今年度から新規参入者から財務諸表の提供を受けて経営分析を実施している。以下ではそのデータを利用して簡単な検討をしていこう。過去3～4年分の経営データを提供した者であることから、検討対象となる経営は経営改善の意欲が高く、新規参入者の中でも上位に位置する経営であることが考えられる。よって、これらのデータが新規参入者全体を代表しているわけではない。なお、農業外に所得源を持っている新規参入者も多く、農業だけで所得を得ている者は少ないとのことである。しかし、上位の経営がどのような課題に直面しているのか明らかにすることは、今後の新規就農対策を考える上でも参考になろう。

表10 新規参入者の経営成績

単位：a、人、日、万円

	主作目 作目	作付 面積	売上高 比率	労働力		売上高			農業所得			所得			総資本回転率			流動比率		
				家族	雇用	2010 年度	11	12	2010 年度	11	12	2010 年度	11	12	2010 年度	11	12	2010年度	11	12
A	小松菜	40	74.7%	2	160	776	958	1,348	140	91	473	153	103	485	0.8	1.1	1.5	80.2%	143.4%	398.1%
B	トマト	31	98.1%	2	0	1,056	984	927	748	712	614	821	730	630	2.8	2.2	2.7	47742.9%	55085.7%	42328.6%
C	トマト	30	95.8%	2	97	1,297	905	1,145	506	373	353	664	404	367	1.2	1.2	1.6	2965.0%	1311.0%	1448.9%
D	ビオーネ	80	99.3%	2	0	1,122	1,018	1,375	531	309	551	529	346	576	1.4	1.2	0.9	51.6%	20.0%	30.0%
E	ビオーネ	47	99.9%	2	0	444	441	607	289	247	450	289	247	450	0.6	0.7	1.0	11352.9%	3344.7%	5043.0%
F	ビオーネ	87	68.2%	2	0	880	994	987	386	504	441	388	504	441	0.6	0.7	0.8	-	-	-
G	花鉢	17	100.0%	2	168	1,640	1,669	1,700	343	383	480	348	385	483	1.1	1.2	1.1	929.1%	765.8%	1574.4%

注：1) 「所得」は雑収入を含めたもの。

2) 雇用労働力の日数は、財務諸表に計上されていた雇人費を6,000円/日で割って産出した。

3) Fは流動負債が存在しない。流動資産は2012年度で3,682万円。

<sup>12</sup> 『山陽新聞』、2012年8月31日付朝刊、を参照。

<sup>13</sup> 『山陽新聞』、2013年5月29日付夕刊、を参照。



表 10 によると、分析対象となっている経営には売上高が 1,000 万円を超え<sup>14</sup>、農業所得も 500 万円を超えて農業所得だけでの生活が可能な者が存在している。新規参入者でも経営の仕方によっては農業だけで生活が可能ながうかがわれる。他の経営指標を見ていくと、総資本回転率が 1 台の前半や 1 を切るような、やや低い経営が多い。保有している資本の効率的な利用ができていない経営が多いといえる。一方で、流動比率が異様に高い経営も存在する。流動比率の目安が 200%<sup>15</sup>であることを考えると、このような状況は経営内に遊休資金が膨大にあることを意味する。以上の検討から、今後これらの経営が更なる発展を考えていくのなら、いかにして資本の効率的な利用を達成していくかが課題となっていることが分かる。その際、財務の安定性を損なわない限りで遊休資金を戦略的に経営に投下していくことが求められよう。

## 6. おわりに

これまで岡山県は、全国から新規参入者を受け入れ定着させてきた。新規参入者の増加・定着を支えてきたのは市町村、JA と協力した県の新規就農対策であるが、その特徴は第 1 に受入地域からの受入希望条件の提示である。そのことによって参入希望者の希望との調整がしやすくなり、お互いのニーズが合致する形でスムーズに研修へと移行することが可能となった。

第 2 に、全国に先駆けた研修資金の給付制度と、自助努力の強調及び研修の各段階における選抜である。貸付けではなく、給付による支援と自助努力の強調は、参入希望者に経営者としての自立を促すとともに、自立できる者のみが研修で選抜されてきた。その結果、優秀で自信のある希望者のみが就農することになり、就農後の定着率の高さが達成された。

では、青年就農給付金制度が創設されて以降も、岡山県は優秀な新規参入者をひきつけることができるであろうか。県農政では、今後は就農後のフォローが重要になってくると考えている。新規参入者の中で、経営発展を遂げている者がいることは本章でも検討した。しかし、数としては必ずしも多くないのが現状である。今後も参入希望者を全国から集めるためには、研修事業という参入への入口支援だけではなく、県農政の認識どおり参入者の経営発展が可能となる環境づくりが、他地域との差別化という観点から課題になってくるであろう。その際に、新規参入からその後の経営発展までを見通した研修・育成システムの開発、経営発展が可能な制度的・資金的支援の充実が重要になってくるであろう。そして、岡山県が直面しているこれら課題は、青年就農給付金制度によって参入希望者の資金面での参入条件が一律化された状況の下では、他地域に共通するものになると考えられるのである。

<sup>14</sup> 売上高 1,000 万円が農業だけで生活できるかどうかの基準となることについては、江川 (2000)、pp.64~65、を参照。

<sup>15</sup> 例えば、桜井・須田 (2006)、p.285、を参照。

#### 〔引用文献〕

- ・石川直佑（2009）：「行政機関による支援①—岡山県における新規参入者への就農支援—」、『農業と経済』、2009年9月号、pp.46～52.
- ・江川章（2000）：『農業への新規参入』（日本の農業 215）、農政調査委員会.
- ・桜井久勝・須田一幸（2006）：『財務会計・入門 第4版』、有斐閣.
- ・澤田守（2003）：『就農ルート多様化の展開論理』、農林統計協会.
- ・高橋巖（2005）：「山口県大島町における定年帰農者組織「トンボの会」会員の意識と動向—アンケート調査による—」、農協共済総合研究所・田畑保編『農に還るひとたち—定年帰農者とその支援組織—』、農林統計協会、pp.197～249.

# 愛知県豊田市における新規就農対策の実態と課題

児島明伸（名古屋経済大学経済学部学生）

槇平龍宏（名古屋経済大学経済学部准教授）

## 1. 受け入れ機関の概要と経過

愛知県豊田市は大手自動車メーカーを中心とした産業集積があり、自動車関連企業の従業員が多く在住している。今後大量に定年退職を迎えるに当たり、当時の市長であった鈴木公平氏が、農業をやることも生きがいの一つではないかと考え、関係組織に呼びかけを行い、「豊田市農ライフ創生センター」（以下、「創生センター」とする）創設に向けた取り組みが始まった。

当時、非農家が農地を取得するのは農地法の関係上難しく、さらに農地取得の下限面積が決められており、素人が耕作するには大きすぎる面積であった。そこで特区制度を巧みに生かし、愛知県と豊田市の共同申請で「農ライフ創生特区」を平成16年1月23日に申請した（表1）。

特区申請内容は、①市民農園の開設者の拡大により、市や農協でしか開設することができなかった市民農園を民間の農地所有者も行えるように要求した。②農地取得の下限面積要件緩和（新規就農する際にハードルとなっていた面積を40aから10aへ）、以上の2点である。特区申請は平成16年3月24日に認定され、平成16年度4月21日に「豊田市農ライフ創生センター」が開設された。

2年後、新たに研修所を高岡地区と下山地区に開所し、さらに平成24年3月1日に旭地区に研修所を開所し、研修内容の豊富化による就農支援の充実を図っている。

表1 「農ライフ創生特区」の内容

農ライフ創生特区 —豊田市・愛知県の共同申請—	
1002	市民農園の開設者の範囲拡大 市や農協に限られて貸し農園の開設が 民間の農地所有者にも可能になった。
1006	農地取得後の農地の最低限面積要件緩和 新規就農する場合の最低規模が 40aから10aに引き下げられた。
平成16年1月23日：申請	平成16年3月24日：認定
平成17年9月1日：全国展開	平成17年11月22日：認定取り消し

## 2. 取り組み内容と課題

創生センター」は、平成 16 年度より JA あいち豊田と豊田市により共同運営され、定年退職者をコアターゲットにおいて、新たな農業の担い手として育成し、生きがい型農業を支援することで、遊休農地活用や高齢者の生きがいを創出している。

高齢者の生きがいとしての地域農業を創り出し、高齢者がセカンドライフに農業に取り組むことで、遊休農地・耕作放棄地の解消を図っている。これらに付随して、農業・農地の多面的機能を生かし、市民がより親しみやすい農園にも支援を行っている。

研修施設運営費用に関しては、人件費は農協職員と市役所職員が駐在しているため、所属する各機関が負担している。研修にかかる各種経費は豊田市が全額負担している。研修内容は現場での指導が必要不可欠であり、農協職員が指導力を発揮している。さらに、農作物によっては近隣の専業農家に講師を依頼して研修を行うこともある。

研修所は 4 つの地区に存在し、地域農業の特性を活かして研修内容も様々である。研修施設は平成 17 年 4 月に行われた行政広域合併に合わせて増設を行っていった。立地条件は下山・旭研修施設は山間部に位置し、過疎化による耕作放棄地増加が懸念されている場所ではあるが、山間部ならではの地域農業の特性を活かしている。研修修了生がそのまま山間部に就農することもあり、就農支援による地域人口維持としての役割も期待されている。

創生センターは、行政と農協が農協支所を単位として地域農業の組織化を図る、いわゆる「営農支援センター」の取り組みの発展版でもあり、研修のみならず農地の斡旋も行い、より踏み込んだ就農支援を行っている。また、平成 24 年度からは農業委員会が農地バンク制度に取り組んでおり、新規就農者への農地斡旋のために活用している。

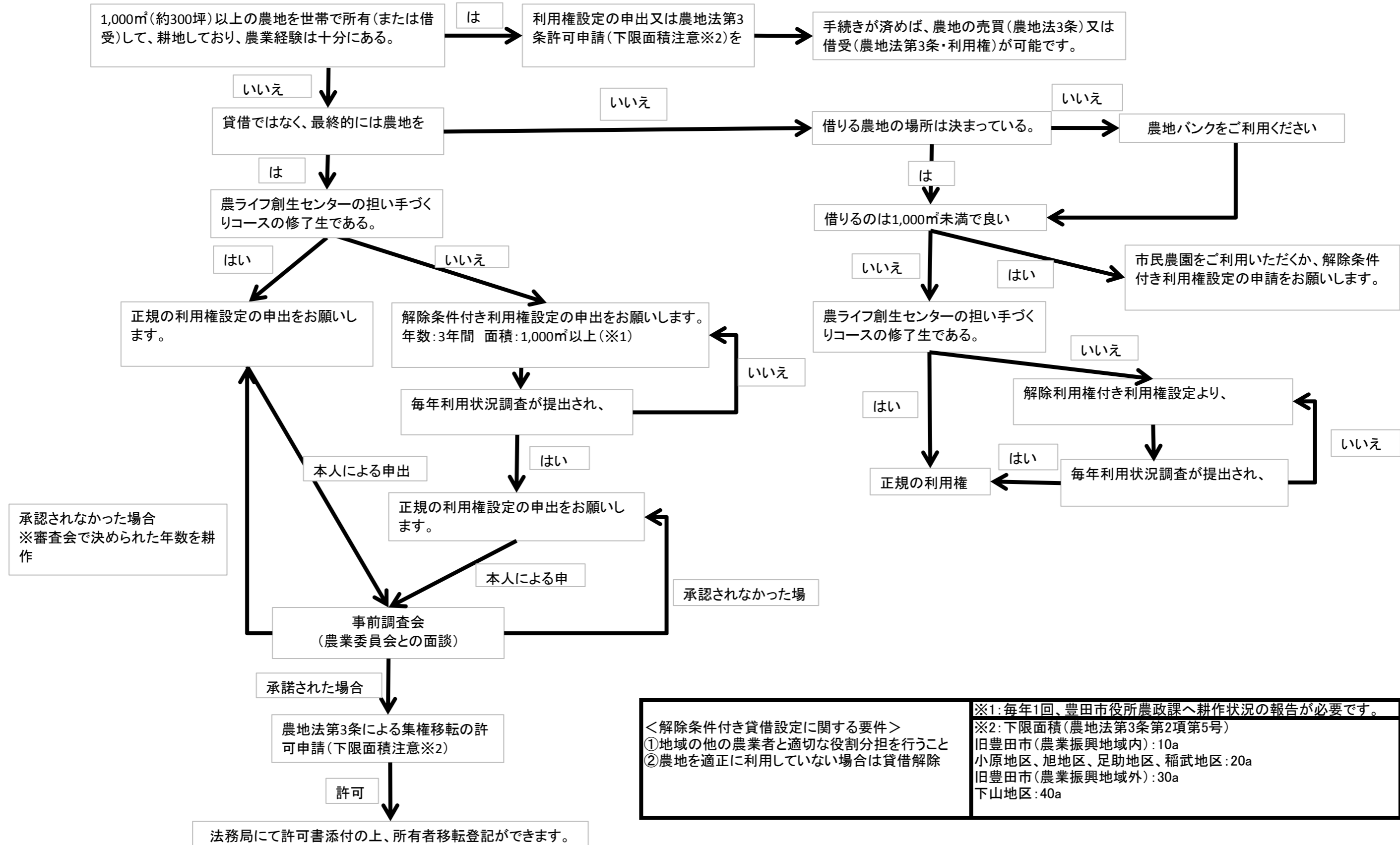
農地バンクへの情報登録は、毎年 1 回更新を行い、登録に関しては随時受け入れを行っている。登録情報は各研修施設間でオンライン共有されているため、斡旋する際に就農者に比較検討をしてもらい、自分の条件に合った農地を探してもらうことができる。貸し出し時には創生センターの担当課である農政課が農業委員会事務局を兼任しているため、研修修了生は比較的簡単に農地借り入れまでの手続きを行うことができる。

創生センターの研修修了生は、次第に地域から信頼を得られるようになってきており、今では地主の方から直接、農地を貸すことができる研修生を紹介してほしいと相談に来るほどになっている。このようなマッチングは 10 件ほど成功例があるとのことである。ただし、農地バンクに登録されている農地は耕作放棄地に近いものも存在しており、就農者の希望に沿う農地の斡旋にも困難性が伴っている点は今後の課題である。

既存農家への農地集積の取り組みは、農協などの機関を通じて認定農業者に対して別途行っている。研修修了生は個人で担える面積の農地を希望するため、就農開始時点では規模拡大の意向は少ない。創生センターは、高齢専業農家が所有する農地を、農業に生きがいを求める新規就農者に斡旋し、農地保全と生きがい創出の追及を目的とする機関であるといえるだろう。

表2 農ライフ創生センターによる新規就農者への農地斡旋の仕組み

農地の取得と農ライフ創生センターのかかわり  
新規就農者等が農地を借りる・買うには



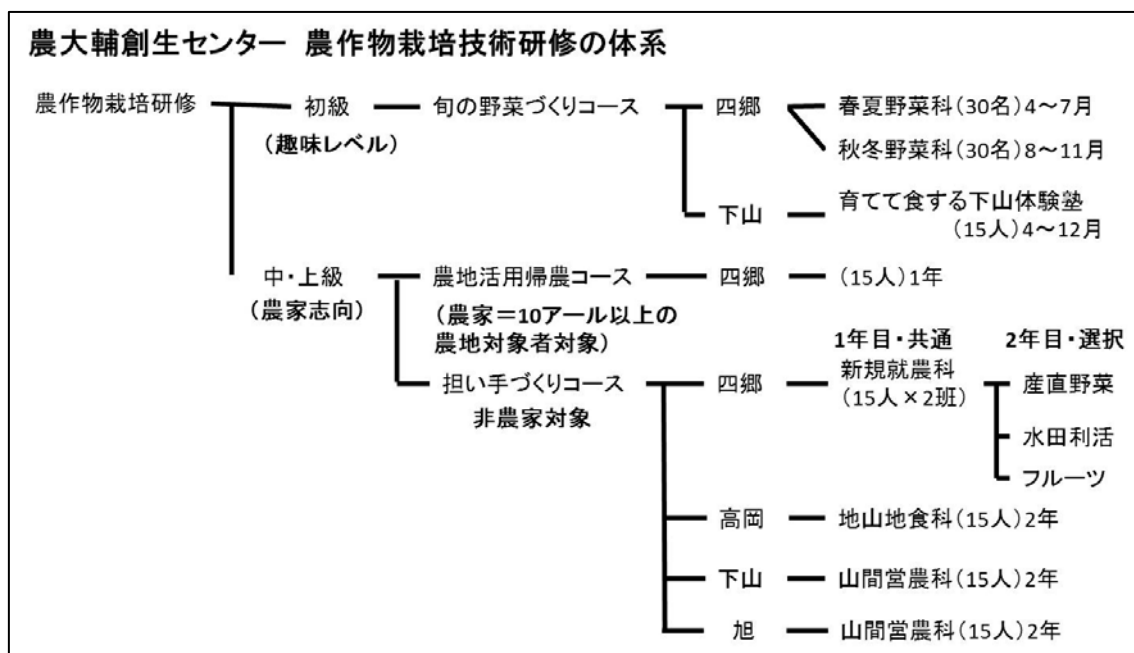
※1: 毎年1回、豊田市役所農政課へ耕作状況の報告が必要です。  
 ※2: 下限面積(農地法第3条第2項第5号)  
 旧豊田市(農業振興地域内): 10a  
 小原地区、旭地区、足助地区、稲武地区: 20a  
 旧豊田市(農業振興地域外): 30a  
 下山地区: 40a

### (3) 就農研修プログラム（人材育成）の内容と効果

豊田市農ライフ創生センターの研修コースは、個々人のレベルに合わせた研修を受けることができるよう構成されている（表2）。

「初級コース」では、旬の野菜づくりコースなど、初心者でも手軽に取り組むことができる内容となっている。また「中級・上級コース」では、「担い手づくりコース」と「農地活用コース」とに分かれている。

表2 農ライフ創生センターにおける農作物栽培技術研修の体系



「担い手づくりコース」は、農地を所有していないが農業経営を行いたい、という人のための農家育成研修となっている（表3）。新規就農を考える人向けの研修内容であり、豊田市農ライフ創生センターが一番力を入れている事業である。年齢制限は65歳であるが、市外の人でも研修を受けることが可能である。ただし、市外の方は研修修了後に市内にて農地を借り入れして農業を行うことが条件となっている。担い手づくりコースは「新規就農科」、「地産地食科」、「山間営農科」の3つに分かれて研修を行うことになる。

新規就農科のみ1年目は畑作、果樹などオールマイティに体験を行ってもらうが、2年目になると営農した際に希望する農作物を中心に研修を行うことになる。研修内容は農業の基本的なノウハウを学ぶことが中心であるため、専業農家を志望する研修修了生は、さらに他の研修先で学ぶことが多々あるとのことである。地産地食科は豊田市南部に位置する高岡研修所にて野菜だけの栽培研修を行う。山間営農科は、市東部に位置する下山研修所にて水稻や野菜、小菊の栽培を行う。市北東部には旭研修所があり、自然薯やこんにゃく、スイートコーン等を中心に栽培研修を行っている。山間部に位置する下山・旭研修所は、

地域特性をうまく活かした研修内容となっている。

研修日はどの科も平日の午前中であり、週に1~2回程度の研修を行っているが、旭研修所のみ土日の開催となっている。科目ごとに定員は決められているが、一番人気のある新規就農科に人数がかたよる傾向があるため、少しばかりの誘導を要するとのことであった。最近では定員オーバーになることは少ないということだが、現在の研修生も上限人数に達しており、次年度に関してもすでに枠は埋まっているとのことである。

表3 「担い手づくりコース」の研修内容

科目	定員	研修場所	内容（主な栽培作物）
新規就農科	30人	農ライフ創生センター（四郷町）	1年目：共通（15人2班編成）野菜全般、水稲、果樹の基礎的な栽培・管理 2年目：選択（①産直野菜 ②水田利活 ③フルーツ）希望により3種のグループに分かれて、より専門的な技術知識を身に着ける
地産地食科	15人	高岡研修所（前林町）	産直施設での販売をめざした野菜づくり（ナス、ダイコン、キャベツなど）
山間営農科	15人	下山研修所（和合町）	山間地域での営農を想定した野菜・作物づくり（小菊、水稲、自然薯など）
	10人	旭研修所（旭八幡町）	山間地域での営農を想定した野菜・作物づくり（水稲、自然薯、スイートコーンなど）

教科	内容
基礎教科	土壌分析と施肥設計、病虫害防除、章句物の生理・生態、農機具の取扱い、農業経営、農業計画の立て方 等 ※講義主体で各科目共通（全員受講）
専門教科	土壌改良、施肥、は種・定植、病虫害防除、除草、収穫、販売、農家・農業施設の見学 等 ※実技主体
実践栽培	2年目に、1人当たり役200㎡の区画を割り振り、受講生自身の責任と管理で耕作。管理状況や作物の出来栄等を判定します。

教科・科目	開催日	備考	
基礎教科（全員対象）	月曜日	時間帯：9時から約3時間程度。日数：年間50日程度ですが、科目によって異なる。 研修の日程は、天候・作物の生育状況などにより、変更になることがある。その際は臨時に開催する場合がある。 研修とは別に、当番制の栽培管理作業もある。	
専門教科	新規就農科1班		水曜日
	新規就農科2班		木曜日
	地産地食科		水曜日
	山間営農科（下山）		金曜日
山間営農科（旭）	日曜日		

受講料	各料年額 10,000円（教材費・損害保険料を含む） ※納入された受講料は返却しません。2年目の実践栽培にかかる経費（苗代、肥料代等）は実費負担とします。
修了要件	受講日数（8割以上）、実践栽培の評価、就農計画の内容などで判定
修了者への支援	① 1,000㎡以上の農地（市内に限る）の紹介
	② 援農先の紹介
	③ 農機具の貸し出し（有料）
その他	① 研修中の損害保険は、市が一括で加入
	② 農業機械・農機具、市が貸与
	③ 作業着、長靴、軍手等は、受講生が用意

「農地活用帰農コース」は、農業経営には関わったことはないが、所有する農地を活用したいといった、市内に1,000㎡以上の農地を所有している兼業農家を対象にした研修コースである（表4）。ある程度農作業に慣れている傾向があるため、講義を除いた実技研修を主に1年区切りで行っている。農地を所有するのみならず、農具やコンバインといった大型重機まで保有している人がいるため、大型重機の講習も研修内容に含まれている。事業に関しては、担い手づくりコースと農地活用帰農コースを実施している。

表4 「農地活用帰農コース」の研修内容

	定員	場所	内容
農地活用帰農コース	15人	農ライフ創生センター （四郷町）	実技を主体に、各種の農作物づくり（土壌改良、施肥、は種、定植、病虫害防除、除草、収穫等）や農業機械の操作等を学びます。 ※主な栽培作物 ジャガイモ、ナス、水稲等

研修開催日	毎週火曜日（年間50日程度） ※時間帯は午前9時から約2～3時間。研修の日程は、天候・作物の生育状況などにより、変更になることがある。その際は臨時に開催する場合がある。 研修とは別に、当番制の栽培管理作業もある。
受講料	10,000円（教材費、損害保険料を含む） ※納入された受講料は返却しません。
修了者への支援	農機具の貸し出し（有料）など

上記のような就農を目的とするコースに加えて、「旬の野菜づくりコース」も設けられている（表5）。就農を目的とした研修内容でなく、初級レベルとして野菜を作りたいと思う人たち向けにセンターの圃場の貸出を行い、月1回というペースで楽しみながら学び、全4回の研修を行うことができる。研修以外にも、圃場管理のために足を運んでもらって



いる。収穫した農作物に関しては、販売しないことを条件に持ち帰ることができる。これをきっかけに新規就農科を希望する者もいて、農業を始める機会としてうまく機能している。

表5 「旬の野菜づくりコース」の研修内容

	期間	研修
春夏野菜科	4～7月	月に1回、月曜日に研修を行う。除草、防除、追肥などの作物管理は自主的に行う。
秋冬野菜科	8～11月	
育てて食する下山体験塾	5～12月	全10回

旬の野菜づくりコース	定員	場所	内容
春夏野菜科	30人	農ライフ創生センター	施肥、は種・定植、管理作業、収穫体験・ ※収穫物は各自持ち帰り。販売は禁止
秋冬野菜科	30人		
育てて食する下山体験塾	15人	下山研修所	下山地区ならではの農作物を自分の手で栽培して、収穫したものを調理・加工し味わう講座

「旬の野菜づくりコース」に含まれている「育てて食する下山体験塾」も、月1回の研修で全10回にて構成されており人気がある。このほか、「親子農業体験スクール」が全4回で土日に行われていたが、学校行事とバッティングすることが多々あり、すべての研修に参加することが難しいため、平成24年度で廃止となった。

「旬の野菜づくりコース」で体験したのちに、豊田市農ライフ創生センターが事務局となっている「豊田市家庭菜園協会」が管理する市民農園で栽培を行うというルートも用意されている。家庭菜園協会が管理する市民農園は市内に18カ所あり、全800弱の区画を整備し、1区画約20平米である。1平米あたり100円で貸し出しを行い、大変な人気を得ている。貸し出し期間は3年で、料金は一括前払いであるが、途中で利用を中止する際には月割り換算で返還される。空いた区画には随時別の人が入ることができるが、利用中止者の残存期間のみ貸し出しされる仕組みになっている。地主は無料で委託することになっており、利用料金は農道の整備や景観の維持費等にすべて当てられている。営農資材に関しては、農協が運営するグリーンセンターで直接購入してもらうように誘導しており、グリーンセンターとも連携しつつ、資材購入時に簡単な指導をしてもらっている。

豊田市は、市民農園として農地を無償提供する地主に対して税金免除を行っている。ただし、相続に際して返還を求められることがあるため、今後の市民農園の継続性に不安があることも指摘されている。

#### (4) 就農後の支援

創生センターでは、研修修了に合わせて、農地バンクや創生センターが管理している情報を用いて、農地取得の斡旋を積極的に行っている。前述したように、創生センター研修生は多くの地主から信頼を得ているため、農地斡旋における交渉がスムーズに進むことが多い。

研修生の中で就農意欲が高く、市内にて専業農家として取り組んでいきたいと思っている者は、青年就農給付金準備型を受ける場合も多い。創生センターは本給付金対象の研修先としての認定を受けているため、専業農家にて研修を行いながら、基礎的な勉強をすべく創生センターを利用する就農希望者もいる。創生センターでの研修期間は、多くても 200 時間程度であり、やりたい農作物が決まっていれば専業農家で学んだ方が効率が良いため、そのような利用者もいるとのことである。

創生センターでは、担い手づくりコースと農地活用帰農コースを卒業した者のみに農機具の貸し出しサービスを行っている。一時期は担い手づくりコース修了生のみに行っていたが、農地活用帰農コースにもニーズがあるため、現在は両コース修了生に貸し出しを行っている。トラクターやコンバインといった大型機械のみならず、中小機械も貸し出している。大型機械の貸出料金は 1 日 12,000 円、半日 6,000 円と安く、燃料費、運搬費などの諸経費込で貸し出しを行うという充実した制度が準備されており、新規就農者が初期投資をできるだけ低く抑えることが可能となっている。通常の作業委託料金は 1000 平米で 25,000 円かかるため、こうした制度が存在することで、就農開始時の規模が小さくても、利益が上がりやすいシステムになっている。定年退職者のような元サラリーマンでは、車庫はあるが農機具をしまう場所がない、またメンテナンスするには技術がない場合が多く、本制度は大変重宝されており、年間で 700,000～1,000,000 円程度の売り上げがあるとのことである。

生産物の販売に関しては、センターの修了生による「豊田農ライフの会」が 3 年前（平成 22 年度）より組織されている。この組織を通じて学校給食やトヨタ生協への販路が確保されており、少量多品目生産を行う修了生の販売を支援している。「豊田農ライフの会」は、同じ地域住民である生産者と消費者の関係づくりにも貢献し、学校給食等の地産地消の取り組みに多くの農家に関われる仕組みを構築している。

#### (5) 就農実績

担い手づくりコース修了生は 8 期生までで 368 名であり、うち新規就農した者が 203 名、既存農家が 70 名、援農（農業労働者）が 28 名、その他（販売目的の営農ができなかった者）が 67 名であった。就農率は 81.8%（就農率＝（新規就農－既存農家＋援農）÷修了人員）となっている（表 6）。

創生センターの農地仲介・斡旋の実績は、修了人員 368 名のうち、仲介・斡旋を希望する者が 218 名と 3 分の 2 が希望しており、そのうち 196 名に仲介している。仲介面積は

390,982 平米となっているが、人によっては1町歩の面積を仲介された者もいる。幹旋農地の利用状況においては、野菜が一番多く、続いて稲作、果樹となっている。

このような就農支援の取り組みにより、あいち豊田農協の組合員は年々増加傾向にある。修了生のうち、正組合員は87名、準組合員でも61名が新たに加入した。修了した8期生のうち111名が農協部会にも加入しており、専門の部会だけで見るとイチジクやナス部会に新規加入する者が多い。反別収入が高く、手間もそれほどかからないことから人気を得ている作物であるとのことだった。一方で、少量多品目生産を行っている農家が多いことから、産直部会も人気がある。

研修生を年齢別にみると、豊田市農ライフ創生センターのターゲットィングは成功したと言える。20代の若手は10期生までに22人と少ないが、若手は専門農家を目指す志の高い者を輩出している。一方、60代以上は213名と、生きがい農業を創出するというねらいは数の上では確実に実現されている。男女比でみると男性の方が多いが、「旬の野菜づくりコース」の開設も手伝ってか、女性の応募も123名と多い。年代層としては30～40代の子育てがひと段落した者が多いとのことだった。

表6 修了生の就農実績

農作物栽培技術研修

担い手育成コース		
期生	科目	修了生
1期生	3科目	31人
2期生	3科目	36人
3期生	5科目	48人
4期生	5科目	56人
5期生	3科目	44人
6期生	5科目	61人
7期生	3科目	45人
8期生	3科目	47人
9期生	3科目	48人
10期生	3科目	61人

旬の野菜づくりコース（市民農業体験事業）			
期生	科目		
H16年度	春53人	秋33人	/
H17年度	春22人	秋35人	
H18年度	春35人	秋39人	下山体験7人
H19年度	春29人	秋36人	下山体験7人
H20年度	春32人	秋32人	下山体験10人
H21年度	春32人	秋32人	下山体験11人
H22年度	春29人	秋39人	下山体験10人
H23年度	春25人	秋26人	下山体験14人
H24年度	春32人	秋35人	下山体験10人

農地活用帰農コース	
期生	修了生
1期生	11人
2期生	14人
3期生	6人
4期生	11人
5期生	15人

受講生の就農状況

期生	修了人員	新規就農	既存農家	援農	就農者計	その他	就農率
1期生	31人	18人	7人	1人	26人	5人	83.9%
2期生	36人	20人	10人	4人	34人	2人	94.9%
3期生	48人	25人	13人	3人	41人	7人	85.4%
4期生	56人	35人	10人	5人	50人	6人	89.3%
5期生	44人	18人	11人	5人	34人	10人	77.3%
6期生	61人	43人	3人	4人	50人	11人	82.0%
7期生	45人	19人	9人	4人	32人	13人	71.1%
8期生	47人	25人	7人	2人	34人	13人	72.3%
合計	368人	203人	70人	28人	301人	67人	81.8%

農地の仲介・斡旋状況

期生	修了人員	仲介希望者	仲介実績	仲介面積(m <sup>2</sup> )	仲介率
1期生	31人	18人	18人	39,878	58.1%
2期生	36人	21人	21人	56,202	58.3%
3期生	48人	21人	21人	44,719	43.7%
4期生	56人	34人	34人	62,400	60.7%
5期生	44人	18人	18人	35,474	40.9%
6期生	61人	43人	40人	77,054	65.5%
7期生	45人	28人	19人	36,669	42.2%
8期生	47人	35人	25人	38,586	53.2%
合計	368人	218人	196人	390,982	53.2%

斡旋農地の利用状況

期生	野菜(m <sup>2</sup> )	稲作(m <sup>2</sup> )	果樹(m <sup>2</sup> )	小菊(m <sup>2</sup> )	イチゴ(m <sup>2</sup> )	計(m <sup>2</sup> )
1期生	11,744	17,249	8,370	0	2,515	39,878
2期生	33,643	9,519	10,834	0	2,206	56,202
3期生	19,793	4,568	15,204	5,154	0	44,719
4期生	27,571	16,429	14,100	3,300	1,000	62,400
5期生	28,196	0	3,683	3,595	0	35,472
6期生	42,043	18,650	13,581	0	2,780	77,054
7期生	19,284	12,968	4,417	0	0	36,669
8期生	27,137	6,842	2,150	2,453	0	38,582
合計	209,415	86,225	72,339	8,501	8,501	390,982

受講生の年代別構成(担い手育成コース・入所日の年齢)

期生	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
1期生	1人	3人	4人	7人	16人	31人
2期生	1人	4人	6人	12人	13人	36人
3期生	1人	3人	4人	15人	25人	48人
4期生	—	3人	5人	15人	33人	56人
5期生	—	7人	4人	13人	20人	44人
6期生	3人	9人	13人	16人	20人	61人
7期生	1人	3人	8人	14人	19人	45人
8期生	4人	7人	2人	16人	18人	47人
9期生	3人	5人	7人	11人	22人	48人
10期生	8人	9人	6人	11人	27人	61人
合計	22人	53人	59人	130人	213人	477人

今後の研修内容の改善としては、研修できる品種を増やすこと、また加工や販売を手掛ける6次産業化を目指した研修を強化していきたいとしている。

また、地域と修了生との関係をより緊密にし、地域の活性化を図っていくことも今後の課題として重要である。旭研修所では、平成26年度より、地元の集落営農組織に研修内容を一部委託し、地域特性に合った指導を地元の農家から行ってもらうようにしている。このような地元からの就農支援を得ることで、修了生が研修所周辺の地域に定住する効果も期待している。

# 鹿児島県志布志市における新規就農者研修の取り組み

笹井美希（日本大学生物資源科学部研究員）

## 1. 調査地域の概要

鹿児島県志布志市は 2006 年に志布志町、有明町、曾於郡松山町が合併し誕生した。志布志市は県東部の大隅半島の志布志湾奥のほぼ中央に位置し、東部は宮崎県串間市、西部は大崎町、北部は曾於市と境をなし、その一部は宮崎県都城市と接している。東西に約 23km、南北に 18km の扇形の区域をなし、総面積 289.47km<sup>2</sup> である。中央部から西側の台地を除いては、全般的に丘陵山間地帯で傾斜地の多い地形で、菱田川流域には野井倉、蓬原の広大な水田が開け稲作地帯となっている。

志布志市南部は志布志湾に面し、志布志港が整備されている。志布志港からは国内外へ複数の航路が設けられ、南九州地域の重要な役割を担っている。土質はシラスやボラ等の火山灰土壌で、加えて起伏の多い地形となっており、年間降水量も 2,300mm 前後に達し、土砂崩壊の災害が発生しやすい状況である。また年間平均気温は 17℃内外と温暖なうえ、日照時間も長く農産物の生育には適している。

2010 年国勢調査によると、総人口は 33,034 人で、このうち 65 歳以上は 10,008 人で高齢化率は 30% である。

志布志市の農業は、農林業センサスによると、経営耕地総面積 445,932a、このうち田総面積は 92,428a、畑総面積は 251,180a である。農林業経営体は 1850 経営体で、このうち農業経営体は 1832 経営体で、さらにこの中で家族経営体は 1777 経営体である。農業従事者等の平均年齢は、農業従事者では 60.3 歳、農業就業人口では 62.8 歳、基幹的農業従事者では 63.1 歳である。販売目的の野菜類の作物別作付（栽培）農家数において、重点野菜とされるピーマンでは、48 戸である。

## 2. 新規就農者研修の取り組み

### （1）受け入れ機関の概要と経過

志布志市の研修生の受け入れ機関は、志布志市と JA そお鹿児島、JA あおぞらで構成される「公益財団法人志布志市農業公社」（以下、「公社」とする）である。志布志町農業公社と有明町農業公社と松山町農業公社の 3 つの農業公社が市町村合併により統合され、1996 年に設立された。

事業概要については、新規就農者育成を主目的に、農業の後継者育成事業（研修事業）や農業機械等利用貸付事業、農作業受委託事業、農地集積円滑化事業等への

農作業受委託事業や農地利用集積円滑化事業等を行っている。

志布志市の農業は、かつて促成栽培のメロン品種がプリンスメロンからアンデスメロンに替わり大産地を形成したが、後継者不足や高齢化、価格低迷等で面積が激減。さらに、イチゴ、ハウスカボチャ、ナス、キュウリ、トマト等多くの品目も生産されていたが、いずれも同様に生産者高齢化や後継者不足で生産者と面積が激減した。そのような中で、ハウスピーマンについては国の産地指定を受けており、価格安定制度等の生産者に有利な条件が整っている。この産地指定を維持するため、地元の後継者が育たないのならば全国から研修生を募集するという新たな後継者を育成する方法として、公社の設立と研修をするに至った。研修事業は 1996 年に開始し、関係機関と連携した新規参入者への就農・定着に向けた支援を実施している。

## (2) 取り組み内容と課題

公社では、地域の重点野菜である施設ピーマンを対象に新規就農者を育成するため、「志布志市農業公社研修事業」を行っている。この研修事業は、農業で自立を目指す農業後継者や新規就農希望者を受け入れ、農業技術や経営手法等について、学科及び実技研修を実施することにより農業の担い手を育成することを目的としている。

研修事業には公社が地元農家の農地を借用し、研修用のビニールハウスを育苗を含め 18 棟約 2.4ha を設置している。

1996 年から研修事業を開始し、2013 年 7 月時点で 17 期生と 18 期生の 8 名が研修した。2014 年度には 19 期生をむかえ、3 組 6 名が研修生となる。研修生の平均年齢は 30 歳代である。研修生の大半が関東・関西方面からの I ターン者で、農業未経験である。就農しようと考えた経緯には、大半が IT 関連の優良企業で中心的役割を担っていたが、上司の働く姿から自身の将来を考え、自然に触れ合える農業に関心を持ち、就農を目指したケースが多い。

次に研修内容についてである。研修品目は施設ピーマンで、研修期間は 2 年間である。研修方法は公社のハウスで実地栽培を行う。栽培面積は一人 15a で、夫婦の場合は 30a である。募集人員は 3 組 6 名で原則夫婦 1 組が条件とし、単身者は受け入れていない。これは単身者の場合労力がかかり、営農が計画通りにならない場合に離農や転地が容易にできてしまうことが予想されるからである。対象年齢は概ね 45 歳未満である。その他に、就農後の離農を防ぐため自己資金 5 百万円以上の資産証明書、健康診断書、保証人が 2 名いること、志布志市に定住して農業を継続すること等を条件にしている。

研修手当については現在、研修 1 年目は研修生 1 人月額 150,000 円、夫婦で 250,000 円を支給し、ピーマン生産にかかわる収入・費用は全て公社に帰属する。

しかし、青年就農給付金等の国や鹿児島県等からの支援金がある場合は、その分を控除して支給する。研修2年目は、一般農家と同様に完全独立採算による経営研修で手当の支給はなく、農地の借り上げ料やビニールハウスの使用料等を含め、全ての経費及び収入は研修生に帰属する。住宅助成については、2年間月10,000円を超える家賃に対して20,000円を上限に支給している。

研修の流れであるが、まず研修希望者説明会への参加や、公社への問い合わせや資料送付後に、研修希望者が実際に志布志市への来訪と体験研修を受講する。その後12月に研修申し込み締め切りとなり、翌年1月に事前（書類）審査会を行い、2月の決定審査会で市長と評議員が出席する本人面接となり、その後1カ月後に研修生決定が通知される。研修開始は7月1日からで、原則2年間研修を受けて、就農となる。体験研修は、実際の研修品目であるピーマンの作業がない6～8月以外で随時行い、1組3～4日の研修を1～2回受講する。研修内容は植え付けから収穫までの体験である。この体験研修は、就農希望者の意欲の確認と受入体制の認識の場として設けており、鹿児島県や志布志市、農協、農業公社の各担当者が研修生と面談を行い体験研修の感想や取り組み、今後の展望等を話している。

就農時点の心得として次の事柄をあげている。①現在就農時のハウス施設建設等は補助事業等（活動火山周辺地域防災営農対策事業）を利用しているが、国・県等の補助率が年度により異なっており、補助事業等の導入についてはその時点での事業、補助率等で建設すること。②ハウス等の施設は補助事業で建設する関係で、3戸以上が同じ年に建設することが補助事業の条件となっており、3戸に達しない場合はそれに達するまで公社のハウスを借りるか、中古のハウスが出た場合はそれを借用あるいは譲り受けて就農することになること。③就農時のハウス建設用地については公社で探すか、場所等で不服がある場合は研修生自身が責任を持って探すこととなること。④ハウス建設等に伴う入札及び施工管理等に関する事項は、市・JA及び農業公社が行うこと。⑤その他、研修期間中は農業公社が示す規約・要綱等を厳守すること。

研修生や修了生についての問題・課題は、就農後に地域とのコミュニケーション不足によるものである。トラブルの例として、散布剤の散布の際に影響の出る近隣農家へ話しをしていないことがあった。農業経営では周囲の協力が必要な場合があり、地域とのコミュニケーションが不可欠であると就農相談会等の段階から話し、研修中も出来るだけ地域の行事等に参加するよう指導している。しかし、実際就農すると関心が自分の農業経営のみに向けられ、自然が相手の農業で周囲の農家に気遣いが出来ていないことが見受けられている。また、公社は研修生が就農する際、高齢者からハウスを引き継ぐと初期投資が少なく済むと説明しているが、研修生側は自分用に建てた新しい物がよいからと理解してもらえないことも問題としてあ

げている。

研修受け入れの課題については、研修施設の老朽化や就農用地の確保、選果場の選果能力、地元農家の高齢化等があげられる。就農用地の確保については、1戸ピーマン農家を就農させるには70aほどの農地を必要とするが、ピーマン栽培に適した条件の農地確保が難しくなっており、選果場から遠い場所で就農せざるを得ない状況となっている。選果場の選果能力については、就農者が増加していることからオーバーフローで、一部増設と作業員のローテーションで対応しているが、選果場の増設の検討が必要となっている。また、地元農家に加え、研修事業開始当初の就農者が高齢化でリタイヤすることも予測され、対応検討が必要となっている。その他、燃料・資材等経費の価格高騰で農業経営が不安定であることなどがあげられている。

また現在はピーマンに特化した研修事業だが、イチゴや路地作物、畜産、茶等の地元の重要品目の後継者育成も喫緊の課題で、経営継承事業の取り組みも検討されている。さらに山村・農村・集落機能の維持管理等の課題もあり、関係機関と連携した解決にむけた取り組みが必要となっている。

### (3) 就農研修プログラム（人材育成）の内容と効果

研修1年目はファームサラリー方式をとり、農業未経験であることから公社の研修事業担当者が実技研修を行い、トラクターの操作から種まき、圃場の土づくり、うね立て、ビニールのかぶせ方等の全作業と管理を指導される。また、農業公社からは2年目研修に向けて農地の斡旋を受ける。学科研修については曾於畑かんセンターから農業基礎講座を、JA 所お鹿児島から栽培講習会や現地検討会等の研修を受ける。

実技研修については、7～8月に各種機械の操作練習及び実作業、堆肥・稲藁の散布・耕運、肥料散布（土壌改良剤）・耕運、ハウス施設の保守・改善、農場内の管理作業（草刈り、除草等）、土壌消毒、育苗準備（育苗床・ビニール張り・資材消毒等）を行い、8月末に播種となる。9月には、育苗管理（鉢詰め、鉢上げ、灌水等）、ガス抜き耕運作業、元肥散布・畦立て、外ビニール張り、定植作業を行う。10～5月は誘引作業、中二重ビニール張り、加温準備（暖房機清掃、ダクト作り）、10月末には収穫作業開始、収穫・整枝・剪定・追肥、病虫害防除等、5月末には収穫・出荷終了となる。6月は後片付け（樹を倒して耕運）、ビニールの除去作業等となる。

農業基礎講座の時期は7月で、講座回数は5回程度である。内容は①農業経営の基礎、②農業制度資金の概要、③農業機械の安全使用、④認定農業者制度、⑤土壌・肥料の基礎、⑥病虫害防除の基礎、⑦現地視察研修（指導農業士ほ場等）である。

栽培講習会や現地検討会等の時期は1年目・2年目共に9月からの栽培期間中で、



①町内の先進農家視察研修、②先進地視察研修（年1回実施）、農業機械展示会見学である。

研修2年目は独立経営方式をとり、複式簿記講座や就農計画作成支援は曾於畑かんセンターから、栽培講習会や現地検討会等はJA そお鹿児島から、カウンセリングと資金計画作成支援は曾於畑かんセンターとJA そお鹿児島から受け、補助事業申請や農業経営改善計画作成支援は志布志市から受ける。地域住民との交流促進については公社、曾於畑かんセンター、JA そお鹿児島、志布志市の4者が支援する。

複式簿記講座は8月で、①複式簿記基礎研修（農業複式簿記の基礎知識）が全3回と、②パソコン簿記基本研修農業簿記ソフトの操作演習が全2回あり、パソコン簿記実践研修は随時個別に対応している。また、研修2年目は軽トラック、動力噴霧器及び資材・道具等は各自で購入・準備する。

研修プログラムの効果については、農業の基礎や技術が習得できることに加え、研修が終了すると新規就農の実践となるため、研修1年目から公社が地元農家と相談し、就農用地の確保や利用権の設定等を進めてくれることである。また、研修1年目終了頃から就農計画を立て始めることから、県の農業改良普及員が中心に研修生本人や市役所担当者、JA 担当者等と共に国・県・市の補助事業、制度資金を活用しながら資金運用策等の計画の策定もできる。2年間の研修が終了する頃には就農用地の確保や造成がすみ、就農用のビニールハウスが建てば完成する状態で研修終了となる。

研修生が志布志市農業公社の研修を選んだ理由については、制度の充実や、県・行政・JA・公社が連携して研修をサポートしてくれることをあげている。

また、JA そお鹿児島のピーマン部会員86戸のうち約7割を研修修了生が占めるようになっており、公社設立当時の課題であったピーマンの指定産地解除と産地存亡の危機が解消され、生産面積もピーク時とほぼ同じ23.4haまで拡大することができた。ピーマンの生産状況は2011年冬～春では、志布志市は鹿児島県内で2位の21ha（27.6%）、出荷量2,564t（28.6%）となっている。また公社が調査した2013年度共販ピーマン栽培集計結果では、全86戸で全面積234,244m<sup>2</sup>のうち、公社の研修修了生は42戸128,625m<sup>2</sup>で、研修生は8戸11,920m<sup>2</sup>となり、公社全体では50戸140,545m<sup>2</sup>と過半数を占める。

#### （4）就農後の支援

公社として就農後の支援はしていないが、JA や畑かんセンターでは経営や技術の相談支援を行っている。研修生入学時の紹介の場はあるが、JA そお鹿児島のピーマン部会員の約7割を研修修了生が占めるようになってきていることから、地域農家や修了生との交流がなくとも、部会で交流でき、2007年以降交流会は開催していな

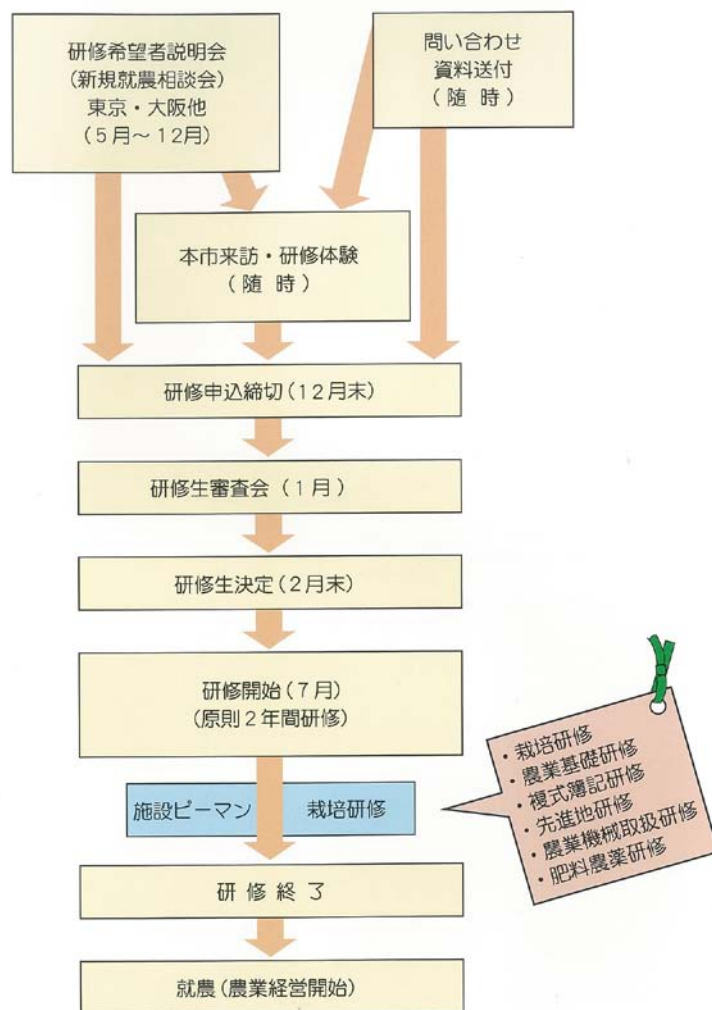
い。また市や農協と農業を語る会が開催され、経営の悩み等を生産者と話し合い、親睦を深めている。

### (5) 就農実績

1996年度1期研修修了者から2014年度19期研修予定者までの全研修生数は、120人である。出身地については、県内が31人でうち志布志市内が10人、県外が89人となっている。県外の出身地には主に関西や関東が多く、九州、東北・北海道等からも来ている。

研修中に辞退した者はこれまで8人である。2012年度17期生までの研修修了生は104人で、そのうち就農継続者は87人、離農者は17人である。2004年以降において、研修修了生の就農後の離農はない。

### 志布志市農業公社研修の流れ



# 鹿児島県鹿屋市における新規就農者研修の取り組み

笹井美希（日本大学生物資源科学部研究員）

## 1. 調査地域の概要

鹿児島県鹿屋市は、本土最南端へと伸びる大隅半島のほぼ中央に位置し、大隅地域の交通・産業・経済・文化の拠点となっている。市域北部には日本の自然百選にも選ばれている高隈山系が連なり、市域北東部は山林地帯で、その南側には国営第1号の畑地かんがい施設をもつ笠野原台地や肝属平野が広がり、市域中央部にかけて平坦地が続く地域である。市域西部は錦江湾に面し、市域南部は神代三山陵の一つである吾平山上陵を有する山林地帯となっている。また日本最大級の規模を誇る「かのやばら園」をはじめ、吾平山上陵、輝北天球館などの多様な観光・歴史・文化等の資源・特性を有している。

2010年国勢調査から総人口は105,086人、高齢者人口は25,980人で高齢化率は25%である。

農業については、基盤整備や畑地かんがい施設が整備された肥沃な農地で安定的に営まれている。推進品目はさつまいも、ブロッコリー、大根、ピーマン、キュウリ、スプレー菊を掲げ、付加価値の高い農産物の生産を目指し産地化を図っている。土地利用型の農業が盛んで、さつまいも、茶、ゴボウ、里芋、ブロッコリー、キャベツ、青果用大根、加工用大根、葉タバコ、水稻等が栽培されている。施設においては、ピーマン、キュウリが行政区を超えた鹿児島県のブランド指定を受け安定的に出荷され、市場からの評価も高い。花き類については、かのやブランドとして、おごじょりりー（新テッポウユリ）が地元市場や関西方面へ出荷されている。スプレー菊については、新規就農者の参入で面積拡大が図られており、農協共販として出荷されている。また基幹作物であるさつまいもについては、防災営農作物であることと他の作物との輪作体型の観点からも、今後も欠かすことの出来ない作物である。近年の焼酎ブームは安定した傾向が見られてきたが、加工用さつまいもの面積は増加傾向にある。また黒豚や黒毛和牛を中心とする畜産業は全国有数の質と産出額になっている。

鹿屋市の農業については、農林業センサスによると、農林業経営体は3,390経営体、このうち農業経営体は3,375経営体で、さらにこの中で家族経営体は3,295経営体である。農業従事者等の平均年齢については、農業従事者では62.1歳、農業就業人口では65.4歳、基幹的農業従事者では65.4歳である。販売目的の花き類の個別栽培農家数においては、実農家数は82戸、切り花類では78戸、球根類では3戸、

花壇用苗もの類では3戸である。

## 2. 新規就農者研修の取り組み

### (1) 受け入れ機関の概要と経過

鹿屋市の研修受け入れ機関は、鹿屋市とJAそお鹿児島で構成される「公益財団法人鹿屋市農業公社」（以下、「公社」とする）である。農業後継者等を育成し、鹿屋市の農業の振興と地域の活性化を目的として1998年に設立された。主要事業は農作業受委託と担い手育成の研修事業である。

### (2) 取り組み内容と課題

「鹿屋市農業公社研修事業」では、2000年度から農業後継者や新規就農者に対し花き農家を育成している。作目はスプレー菊である。

この事業では、鹿屋市で農業経営を希望する農業後継者や新規就農者に対し、農業技術、経営の方法に関する実地研修を行いながら、農業で自立を目指す農業後継者等を育成・支援し鹿屋市の基幹産業である農業の振興と農村の活性化を図ることを目的としている。

研修資格については、農業で自立しようとする意欲があり、研修中並びに研修後も鹿屋市内に居住し、引き続き農業に従事できる概ね50歳未満の健康で普通運転免許を有する者である。また、公社の設立が高齢化への対応と担い手不足の解消を目的としていることから、研修の条件は夫婦で受講することを望んでいる。また就農後の経営難を理由とした離農を防ぐため、自己資金を5百万円をめどとした残高証明が必要となる。

研修生の平均年齢は約40歳で、前職はサラリーマンが多い。また、研修生がこの研修事業を希望した理由には、花きに興味があったからということに加え、研修中から指導・支援と研修手当が受けられ、就農後の支援も整っているからだろうと、公社は話している。研修生の出身地は九州出身が4割を占め、その他は東北や関東、関西と各方面にわたっている。

受け入れ時期については原則毎年4月1日からで、研修期間は2年以内である。研修生個人の事情により研修開始時期が途中から始まり、正味1年半程度となる者もいることから研修期間は2年以内と定めているが、公社としては研修内容を理解・習得するためには原則としている研修期間2年が必要だと考えている。

研修作目は研修事業開始の2000年度から一貫してスプレー菊である。スプレー菊は2011年5月にかごしまブランド産地に指定された。研修事業開始時、花きの値が良好だったことからスプレー菊を研修作目に決定した。

研修生の栽培面積であるが、研修生1人当たりハウス面積は概ね10aである。ハウス1棟当たり570㎡で、2棟のハウスで研修する。

募集人員は毎年夫婦3組の6名で、1年目の研修生と2年目の研修生を合わせ全体として6組12名の研修を行っている。募集時期は、次年度募集の締め切りを毎年前年度の10月末とし、受入決定は翌々月の12月となっている。

研修生の住宅については、農業研修用宿泊滞在施設へ2年間入居する。夫婦1組ずつが1戸建て2LDKの宿泊施設に入居となる。それぞれの宿泊施設は隣接しており、また研修の座学や栽培実習等を行う研修施設の研修管理棟や作業棟、研修ハウスも宿泊施設の近隣に設置されている。

経営技術指導については、鹿屋市農業公社及びJAや県の技術指導員等の関係機関が連携し、一体的指導を行っている。

研修中の支援措置として研修手当は、単身者が月額150,000円、扶養家族がある場合は250,000円給付される。

研修の課題については、近年募集に対して研修生の応募が少なくなってきたことがあげられる。この原因は、野菜等に比べ、時代や消費ニーズに左右されやすい研修作目だからではないかと考えられている。研修事業開始当初は10年程度を一区切りに作目の見直しを予定していたが、まだその機会がなく、研修作目に向けたものを探するのに苦慮している。また、スプレー菊に関しては、平成25年から白サビが流行し問題になっている。

研修事業についての課題は、公社の研修ではなく大学校の研修を利用するケースも多く、差別化を図るため研修内容の見直しを考えている。しかし、頑張っている修了生に向けたバックアップは支援していきたい方針で、そのためにも修了生らには鹿屋市での農業や公社研修の魅力の情報発信をしていってもらいたいと考えている。また、修了生には認定農業者になってもらうことを勧めている。

### **(3) 就農研修プログラム（人材育成）の内容と効果**

就農研修プログラムであるが、スプレー菊のサイクルは一作が4カ月であることから、1年間3作を2回繰り返し、技術を習得することとなる。この間、植え付けから販売までを行う。

研修1年目は技術研修、簿記、外部施設研修、研修修了生のハウスでの研修等を行っている。また、検討会における技術等のディスカッションを毎週行っている。

研修2年目は翌年の就農に向けて、実際の就農に近い状態で研修を行っている。農地は公社と鹿屋市が連携して探し、実際に農地（2850㎡程度）を借りて研修する。翌年の3月上旬頃までに農地・機械等の準備を終えて就農出来るように支援しているが、これは3月上旬から2ヶ月後程で栽培したスプレー菊全量をJAの共選

に間に合うようにしており、就農直後にスムーズに市場出荷ができるようにしている。

公社で扱うスプレー菊の品種は 14 種類で、市場のニーズにあったものを年 1 回行う公社の作付け会議で決定している。花色は白、赤、黄を基本色にして、組み合わせさせて作付けしている。生産量は 570m<sup>2</sup> のハウス 1 棟 1 年間で 300,000 本である。市場の値を 1 本 45 円と見込んでの作付けであるが、花きは嗜好品であるため、景気に左右されやすいことに加え、輸入花が安価な影響とコストの上昇で厳しい状態にある。

研修中の指導・支援には公社及び JA や県の技術指導員が、2 年間の研修期間中に生産技術や経営に必要な簿記や確定申告等の指導を行っている。また優良農家での短期研修も実施している。研修中は公社研修宿泊施設に入居して研修する。就農に要する農地については公社が斡旋している。また、ハウス施設や農作業機械、資材等の就農に必要な施設等導入に対する支援については、高率の補助事業や低金利の融資制度の活用を勧めており、公社が関係機関と一体となって就農計画等の作成指導等を含め支援している。

地域の効果については、現在研修施設近隣にある小学校の全児童数の 1/3 が公社研修生や修了生夫婦の子ども達で占められ、地域の活性化に非常に貢献している。

#### **(4) 就農後の支援**

就農後の支援について公社では、研修修了生から悩みを相談しに来れば支援が出来るようにしているが、公社側からは個人情報保護法の影響で、公社からは修了生の状況把握が難しく、相談がなければ支援は出来ない。

就農後の支援については、鹿屋市を中心に就農後の支援をしており、花卉支援対策会において技術や資金等の相談を受けている。花卉支援対策会には県、市、JA、公社が入っている。

初期投資には作業棟（約 20a）、トラクター、選花機、保冷库、噴霧器等で 400 万円～500 万円が必要となることから、就農支援資金や農業近代化資金を利用し、年間 120～130 万円の返済を 10 年程度で行っている。農地は最低で約 50a 借りており、広い人では 80a 程借りている。

研修後の修了生交流グループは公社では設定していないが、それぞれの修了生が個人的に形成している。

#### **(5) 就農実績**

2000 年度から開始した研修事業で、2 年間の研修を修了し就農した者は 29 組の夫婦 58 人である。このうち現在も 23 組 46 人が継続し、6 組 12 人は経営の差が顕

著になる就農4～5年後に離農していった。離農した6組の中で夫婦どちらか一方の出身地が明らかになっているのは5組で、就農計画は研修中に提出し、無理のない計画に沿って経営していくはずなのだが、夫婦のうち妻がパートに出てしまうなどで労力が足りなくなって、就農3～4年で修了生の間で経営の差が生じてくる。就農中の修了生は家族経営が基本で、法人化しているところはまだ出ていない。

#### 募集実施要領

1 研修資格	農業で自立しようとする意欲があり、研修中並びに研修後も鹿屋市内に居住し、引き続き農業に従事できるおおむね50歳未満の健康で普通運転免許証を有する方
2 実施年度	平成12年度から
3 受入時期	原則として、毎年4月1日から
4 研修期間	2年以内
5 研修作目	スプレー菊 (平成23年5月かごしまブランド産地指定)
6 栽培面積	研修生一人当たりハウス面積概ね10アール
7 募集人員	毎年3名程度
8 募集時期	募集の締切りは、毎年10月末 受入決定は12月
9 住宅の入居	農業研修用宿泊滞在施設へ2年間入居(1戸建)
10 経営技術指導	公社及び関係機関が連携し、一体的指導を行う。
研修中の支援措置(研修期間) <b>研 修 手 当</b>	単身者は月額150,000円 扶養家族がある場合は 250,000円とする。